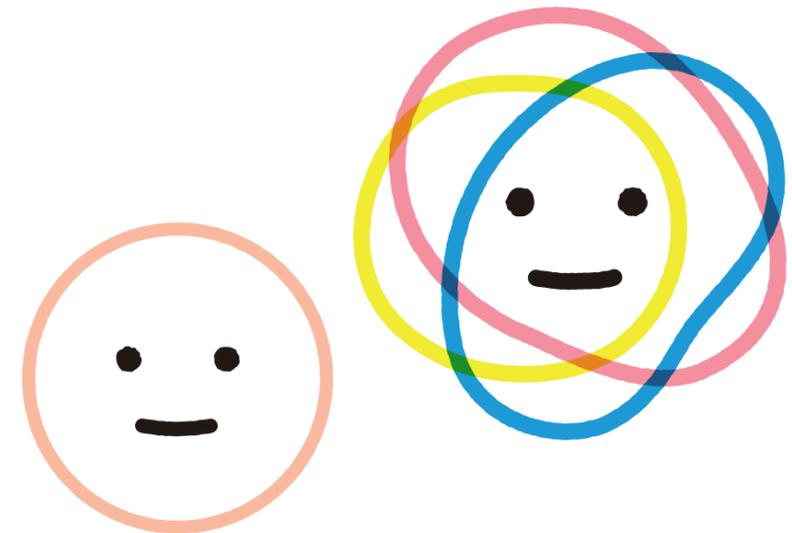


NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

あらゆる子どもに アドボカシーの実現を

2022年度 報告書



NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

所在地	〒810-0023 福岡市中央区警固2-17-26 秀和警固レジデンス 804
TEL	092-791-3941 (電話受付 平日 9時~17時)
WEB	https://cac-fukuoka.org/ 

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

子どもの権利ノート (P11参考)

施設や里親家庭で暮らしている子どもたちに権利を伝えることや、権利侵害を受けた場合の相談先を周知することなどを目的に制作され、配布されている冊子です。1990年代から配布がはじまり、今ではほとんどの自治体で配布されています。

福岡市では、「子どもアドボカシーシステム研究会」のワーキングチームで、従来の「えがおノート」を見直し、2021年に「あなたによりそう子どものけんりノート」に改定しました。

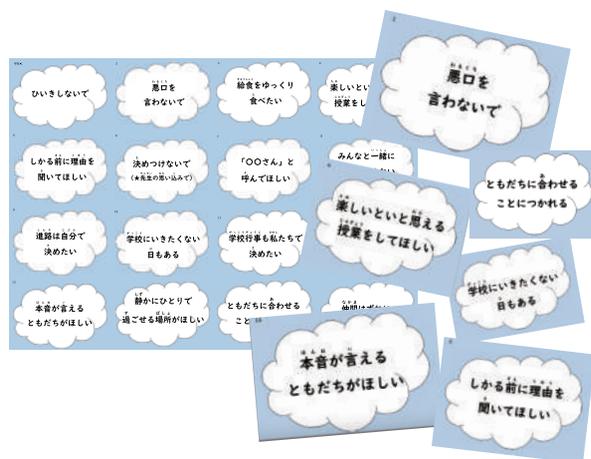


権利カード (P12参考)

さまざまにゆれ動く子どもの「きもち」を、「いじめないで」、「ゲームしたい」など言葉にしたカード。裏面にその「きもち」を裏付ける「権利」を記しているのが「権利カード」と呼んでいます。

ワークショップでは、子どもの「きもち」を言葉にする時の手がかりとして活用しています。

CVV(Children's Views & Voices)副代表 中村みどりさんの考案の権利カードをモデルとしています。



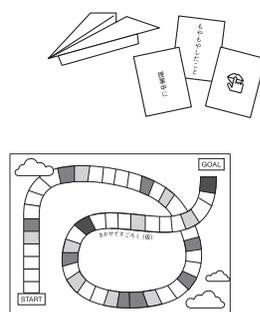
聴かせてワーク (P14参考)

アドボケイトが行う「聴かせてワーク」では、子どもに「権利」や「意見表明権」について伝え、「意見形成・意見表明」ができるよう支援します。子どもが思わず引き込まれる遊びの要素も工夫しています。子どもが自分の「きもち」を言葉にし、ていねいに聴いてもらう体験を通して「自分の権利」を実感してもらうことをめざします。



子どもの権利ワークショップ 「きかせてジャーニー」 (P23参考)

「聴かせてワーク」の内容を発展させ、子どもが楽しい体験を通して「権利」を学び、「意見表明」できることをめざすプログラムの開発を九州大学・福祉とデザイン・UMA/design farmの3者と連携して進めてきました。その結果、2023年5月にワークショップ「きかせてジャーニー」を開発、さらに改良して、秋頃完成予定です。



ごあいさつ

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事長
安孫子 健輔

私たち子どもアドボカシーセンター福岡のミッションは、「あらゆる子どもを対象として」、アドボカシーに関する事業を行い、これを通じて子どもの意見表明権が保障され、もって子どもの最善の利益が確保される社会の実現に寄与すること。団体の設立準備をはじめた当初から、一貫してこだわってきた課題のひとつです。

子どもアドボカシーの制度化は、2016年ころから本格的に議論されるようになりましたが、制度の対象としては、主に社会的養護を受けている子どもたちが念頭に置かれてきました。2024年にスタートすることになった2つの制度(※厚労省ワーキングチーム内「子どもアドボカシー制度」事業)も、その対象を大きく広げるには至っていません。

子どもアドボカシーは、子どもの意見を聴いて、子どもの権利を実現する取り組みです。社会的養護を受けている子どもたちにとっては喫緊の課題ですが、その限りで権利が保障されていればいいということにはなりません。親元で暮らし、地元の学校に通っている子どもたちの中にも、等しく権利保障は必要です。

とはいえ、あらゆる子どもに権利を保障するといっても、具体的に取り組んでいくことは容易ではありません。私たちも、団体の設立以来、どの範囲からはじめればいいのか、どんな方法があるのか、どうすれば実現できるかといった迷いを常に抱きながら、歩を進めてきました。

この報告書は、壮大なプロジェクトの「はじめの一步」を紹介するものです。まだ完成にはほど遠いですが、まったく何もないところからスタートしたことを考えると、ここにまとめられた成果は、大きな価値と可能性を持っていると感じています。子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」を開発したこと、そこに至ったプロセス、「聴かせてワーク」の可能性、学校へのアプローチ。これらは他の地域でも十分に応用可能です。私たちの取り組みがさらなる発展を遂げ、また他の地域に広がっていくことを期待します。

最後に、このプロジェクトをご支援くださいました日本財団、また、これにかかわっていただいた関係者のみなさま、そして子どもたちに心から感謝の言葉をお伝えして、巻頭のご挨拶といたします。ありがとうございました。

目次

第 I 章 プロジェクトの概要	…P4
— ①「子どもの権利擁護」をめぐる新しい流れの中で	…P5
— ②「あらゆる子どもにアドボカシーの実現を」求めて	…P5
— ③ 2022年度に進めた主な活動	…P6
第 II 章 子どもに「子どもの権利」を伝え、意見表明を支える	…P10
— ① 子どもの意見を支える「権利カード」ができるまで	…P11
— ② 子どもの声をきく「聴かせてワーク」	…P14
— ③ 地域での実践 ～花畑公民館での「聴かせてワーク」～	…P14
— ④ 学校での実践 ～福岡市立照葉小中学校での「聴かせてワーク」～	…P18
— ⑤「聴かせてワーク」を振り返って	…P20
— ⑥ アドボケイトからの声	…P20
— ⑦「権利カード」・「聴かせてワーク」がもつ可能性	…P22
第 III 章 子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」の開発	…P23
第 IV 章 子どもの権利に関する意識調査	…P28
第 V 章 あらゆる子どもにアドボカシーの実現を	…P35
おわりに	…P41
資料編	…P42



第1章

プロジェクトの概要

こども基本法の制定、こども家庭庁の発足に引き続き、2024年度から、子どもの声に耳を傾け、その権利を守る仕組みである「アドボカシー制度」が施行されます。

これまで広く知られてなかった「子どもアドボカシー」。その内容が明らかになるにつれて、社会的養護の子どもだけでなく、あらゆる子どもを対象にすべきではないかという声が聞かれるようになってきました。その背景に、子ども虐待やいじめ、自殺の増加、ヤングケアラーの顕在化など、子どもが育つあらゆる分野で深刻な状況が進んでいることへの危機感があると思われます。

子どもに寄り添い、その声に耳を傾ける子どもアドボケイトが児童養護施設や里親家庭だけでなく、いつの日か、学校や地域の子どもたちを訪問する仕組みができないだろうか？

「あらゆる子どもを対象とするアドボカシーの実現」への道を探り、はじめの一歩を踏み出したプロジェクトの概要を報告します。



1 「子どもの権利擁護」をめぐる新しい流れの中で

国のうごき

2016年は、児童福祉法が改正され、「子どもの権利条約」の理念が明記されるという画期的な年でした。日本が子どもの権利条約に批准して22年。はじめて、子どもが“権利の主体”として位置付けられ、「社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めること」とされたのです。

これを契機に、国の施策における劇的ともいえる展開が進み、子どもの意見表明権を保障して権利擁護を図る制度の実現へと至ったのです。背景に、相次ぐ子ども虐待の悲惨な事件、さらに、日本の子どもの状況に対する国連子どもの権利委員会による厳しい勧告がありました。

こうしていよいよ来年、2024年度から「子どもアドボカシー」の制度が施行されることとなり、現在、各自自治体においても、これに備えるための動きが活発化しています。

福岡市のうごき

福岡市では、2020年度からの「第5次子ども総合計画」に「子どもアドボカシーの推進」を掲げ、2022年度から、モデル事業として「子どもの権利サポート事業」を実施しています。これを受けて子どもアドボカシーセンター福岡は、アドボケイトによる施設訪問などを行ってきました。

また、2019年度より行政との協働による「子どもアドボカシーシステム研究会」を設置し、福岡市におけるシステムのあり方について研究を続けてきました。

しかし、2024年度に施行されるアドボカシー制度は社会的養護の分野に限られているため、地域でさまざまな困難を抱えている子どもたちまでカバーするものにはなっていません。このことから、2021年、「研究会」のもとに「地域・学校ワーキングチーム」を立ち上げ、「あらゆる子どもを対象とするアドボカシーの実現」への道を明らかにすることを目的として進めることとしました。



2 「あらゆる子どもにアドボカシーの実現を」求めて

困難に陥っても「助けて!」と言えない、言うことをあきらめている子どもたちが多くいることを知りました。特別の状況にある子どもでなくても、自分のきもちを表せない、表さない子どもは、いま、多くの子どもに見られる全体的な特徴であることも分かりました。

そうであれば、いま、多くの子どもたちに「意見表明は子どもの権利」であることを伝え、その声に耳を傾け、尊重する文化を醸成すること、また社会の仕組みをつくることが求められています。プロジェクトは、そのためにはじめの一歩をつくることを目標にしました。

「子どもは大人に従うべき」という従来の子どもの観が根づいなかで、だからこそ、「子どもアドボカシーの実現」が急がれる、と考えました。「子どもの権利」が周知されていない故の抵抗感も予想されますが、「無理をせず、慎重に」をモットーに進めてきました。

幸い、ワーキングチームのメンバーをはじめ、多方面にわたる協力をいただくことができ、子どもたちと出会うなかで、「子どもアドボカシーはあらゆる子どもが待っている」との確信を強くしています。



2022年度に進めた主な活動

(1) 子どもに「子どもの権利」と「意見表明権」を伝えるために

子どもたちに、「思っていることは声にしましょう。それを受け止め、尊重されることは子どもの権利です」と伝え、「権利」を自身のものとしてもらうことが先決であると考えました。そのためのツールとして、「意見表明権」に焦点を絞った「子どもの権利ノート」を作ることとし、当初は、これを目標に子どもたちの意見も聞きながら進めていました。

子どものさまざまな「きもち」をキーワードにした「権利カード」の作成、これを使った「聴かせてワーク」は、はじめ、「権利ノート」のための動きでしたが、重ねるなかで、「聴かせてワーク」そのものに、子どもが「権利」を学び、意見表明につながる可能性があるのではないかという気づきを得たのです。九州大学の田北先生の指摘によるものでした。これをきっかけに「子どもの権利ノート」の計画を見直し、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」の開発へと展開したのです。

(2) 子どもがはじけた「聴かせてワーク」

まずは、子どものニーズをつかむことが目的のワークでした。実際にやってみると、そのなかで子どもたちが生き生きとした表情に変わっていったのです。だれにもいえなかったモヤモヤを言葉にして出せたこと、否定されることなく、ていねいに受け止められたことに子どもたちは新鮮なよこびを感じたのか、そのはじけ方は驚くほどでした。

一方、グループワークでは出せない悩みも垣間見え、個別相談の必要性も浮かび上がってきました。アドボケイトが行う「聴かせてワーク」に大きな可能性が見えてきたのです。はじめに描いたようなビジョン、学校や地域拠点にアドボケイトが訪問し、子どもの声を聴く活動はすぐに実現することではなく、「聴かせてワーク」が個別相談のきっかけになること、この取り組みを広げることが、その後のアドボカシー活動に繋がるのではないかと気づきました。

(3) 子どもの権利に関する意識調査

子どもがあたりまえに自分の思いを表さない、その実態や、その背景に何があるのか、現実を知り、取り組むべき課題を見出すことを目的として、意識調査に取り組みました。対象とする分野や規模はまだ限定的ですが、それでもさまざまな課題が見えてきました(第IV章)。

(4) 行政・市民・大学の協働による実施体制

「地域・学校ワーキングチーム」

2019年、「福岡市における社会的養育のあり方」が掲げた計画がきっかけとなって、「子どもアドボカシーシステム研究会」が立ち上げられました。子どもアドボカシーセンター福岡が事務局を務め、社会的養護分野のシステムを研究するワーキングチームに続いて、「地域・学校ワーキングチーム」が設置されました。

このチームは、行政との協働であること、多彩な分野のキーパーソンで構成されていることで、プロジェクトの大きな推進力になりました。また、子どもの権利やアドボカシーについての共通理解、実現への合意形成の場となったことは大きな意義がありました。

多くの連携に支えられて

プロジェクトは、地域や学校に拠点となる場を提供していただくことなしには進めませんでした。その手がかりを得るまでが容易ではありませんでしたが、「子どもアドボカシー」の必要性を訴えるなかで、次第に協力を広げることができたのです。

地域で子ども支援の活動をする団体、公民館や児童館へと広がり、最後に、困難と思われた学校での実施が決まったときは、大きな道が開けたような喜びでした。それを可能にしたものとして、子どもの現状についての共通した危機感を感じました。さらに、活動に参加した子どもたちが見せた変化が、まわりの大人を動かす力になったように思えます。

つながることで「子どもアドボカシー」の理解が広がりました。それは、プロジェクトのテーマである「子どもの声に耳を傾け、子どもをまもる地域・学校のしくみづくり」を支えるネットワークにも発展する可能性を感じさせるものでした。

(大谷 順子)

地域・学校ワーキングチーム(2022年度)

氏名	所属
大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部人間科学科 心理・社会福祉専攻 准教授
奥村 賢一	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
梶谷 優子	福岡市スクールソーシャルワーカー・子どもアドボカシーセンター福岡理事
草場 勇一	(特)エデュケーションエキュープ代表理事
佐川 民	弁護士・子どもアドボカシーセンター福岡理事
重永 侑紀	(特)にじいろ CAP 代表理事・子どもNPOセンター福岡代表理事
中村 健一郎 寺澤 友彦	福岡市教育委員会 指導部小学校教育課 主任指導主事 (2023年1月 中村氏より引き継ぎ)
星野 智之	福岡市教育委員会 指導部教育相談課 主任指導主事
三宅 玲子	(特)チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
大谷 順子	(特)子どもアドボカシーセンター福岡専務理事
朝日 響	(特)子どもアドボカシーセンター福岡 事務局長・アドボケイト

プロジェクトの動き

- 国連・子どもの権利条約
- アドボカシーセンター
- 国の動き
- 地域・学校プロジェクトの動き
- 福岡市の動き

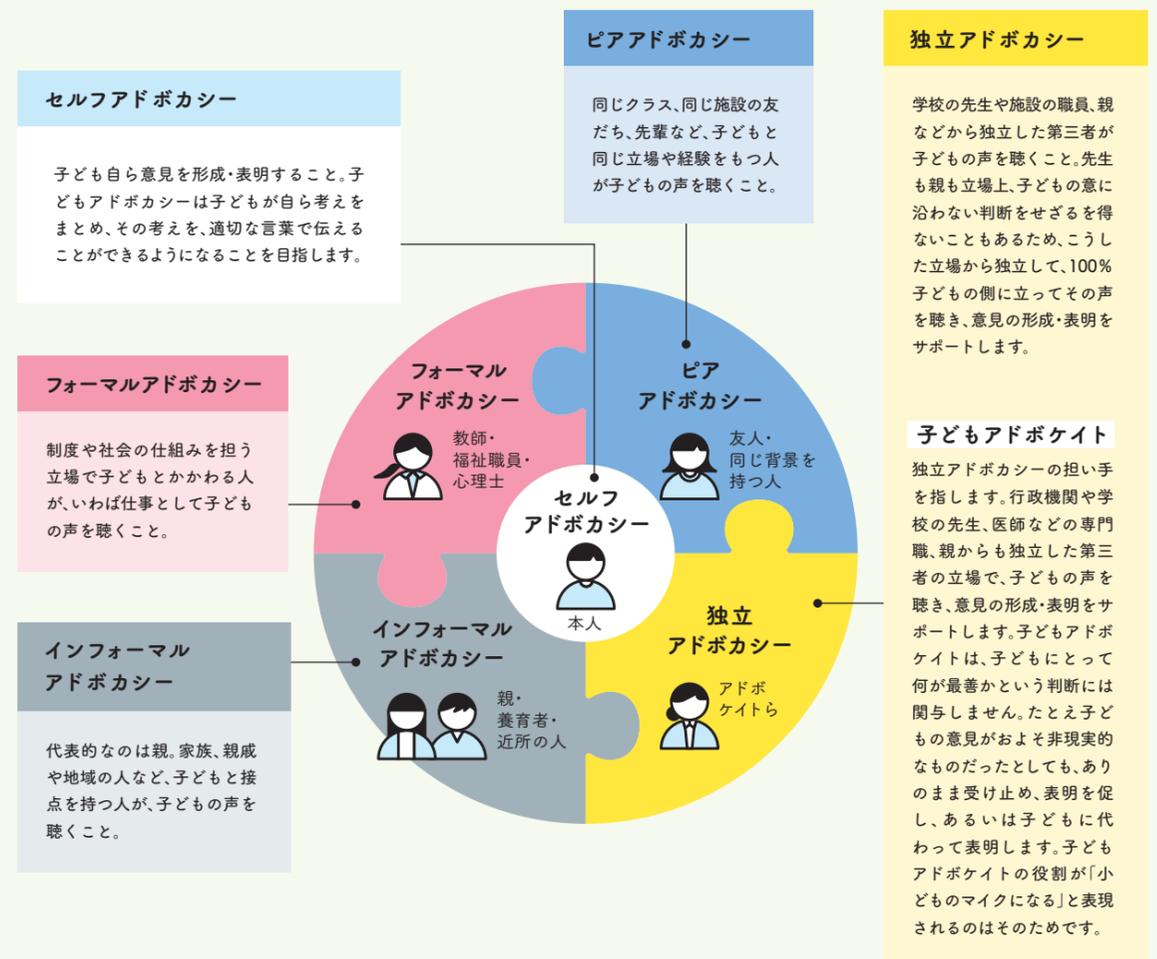
1989	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1989 「子どもの権利条約」国連総会で採択
2016	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1994 日本政府「子どもの権利条約」批准 ■ 2016 児童福祉法の改正 (p46参照)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019.3 子どもの権利委員会勧告「子どもの意見表明権をすべての子どもの育ちの場で確保すること」(p46参照) ■ 2019 児童福祉法の改正「子どもの意見表明権を保障する仕組みや子どもの権利擁護のあり方を検討すること」 ■ 2019.9 「子どもアドボカシーシステム研究会」発足(行政・市民の協働による)
2020	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020.4 「福岡市第5次子ども総合計画」策定
2021	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.5 厚労省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」取りまとめを発表 ■ 2021.4 NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡設立総会 ■ 2021.8 福岡市「あなたによりそう子どもの権利ノート」発行(アドボカシーシステム研究会ワーキングチーム制作) ■ 2021.8 子どもアドボカシー基礎講座・アドボケイト養成講座開催 ■ 2021.8 研究会に「地域・学校ワーキングチーム」設置・福岡市教育委員会に協力要請して参加実現
2022	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.8 「地域・学校ワーキングチーム」発足 方針確認 <ul style="list-style-type: none"> ① あらゆる子どもを対象にした「権利ノート」を作成し、地域・学校に普及する ② 地域・学校における子どもアドボカシーの実施の可能性を探る ■ 2021.1 「権利カード」の検討 ■ 2022.3 「エデュケーションエキューブ」「ぼあんの樹」で「聴かせてワーク」を実施 ■ 2022.7 子どもの権利に関する意識調査のための部会発足 ■ 2022.9 花畑公民館で「聴かせてワーク」を実施 ■ 2022.9 「権利ノート」作成から「きかせてワークキット」開発へ計画変更決定(ワーキングチーム会議) ■ 2022.10 九州大学教育学部で「ワークキット」開発の議論始まる ■ 2023.1 福岡市立照葉小中学校で「聴かせてワーク」を3月まで3回実施 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2022.4 実証モデル事業「子どもの権利サポート事業」開始 ■ 2022.4 登録アドボケイト誕生(第1次21名) ■ 2022.4 「子どもの権利サポート事業」開始 福岡市より受託、児童養護施設など訪問 ■ 2023.3 登録アドボケイト(第2次17名) 全体で33名に ■ 2023.3 NPO法人全国子どもアドボカシー協議会設立総会 ■ 2023.4 「こども基本法」施行、「こども家庭庁」発足 (p46参照) ■ 2024.4 「子どもアドボカシー制度」施行
2023	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023.3 登録アドボケイト(第2次17名) 全体で33名に ■ 2023.3 NPO法人全国子どもアドボカシー協議会設立総会 ■ 2023.4 「こども基本法」施行、「こども家庭庁」発足 (p46参照)
2024	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024.4 「子どもアドボカシー制度」施行

基本情報

子どもアドボカシーとは？

子どもアドボカシーとは、子どもの声を聴いて、子どもの権利を実現するための取り組みを指します。子どもは、自分に関係のあるすべての事柄について、自由に自分の考えを表明することができる権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。(子どもの権利条約12条1項) この権利は「意見表明権」と呼ばれ、子どもの権利条約が定める権利の中で、もっとも重要な原則のひとつとされています。

子どもにかかわるすべての人が、子どもアドボカシーの担い手です



子どもの権利条約12条1項

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。



子どもに 「子どもの権利」を伝え、 意見表明を支える

子どもが抱く不安やおそれ、いやだの感情、ゆれうごく「きもち」を“ことば”にした「カード」。カードの裏には、「きもち」を裏付ける「権利」を示しているので「権利カード」と呼びます。「カード」は、子どもが自分のモヤモヤを“ことば”にするための、きっかけを与えます。

「カード」を使って、子どもが「きもち」を声にするのを支え、耳を傾ける「聴かせてワーク」。「聴かせてワーク」では、子どもたちは生き生きと、たくさんのお話を話してくれました。

この経験が、次の新しいプログラムの子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」の開発に繋がっていきました。そこには、地域や学校で子どもに関わる多くの方々のご協力がありました。

この章では、子どもたちと出会い、「権利カード」をつくり「聴かせてワーク」で子どもたちと出会いながら多くの気づきを得ながら歩んだプロセスを報告します。



子どもの意見を支える「権利カード」ができるまで

(1)あらゆる子どものための「子どもの権利ノート」の必要性

「子どもアドボカシーシステム研究会」のワーキングチームで、「あなたによりそう子どもの権利ノート」を作り、2021年に発行した経過があります。児童相談所が社会的養護の子どものために使ってきた「権利ノート」を、「もっと子どもの立場に寄り添ったノートに変えよう」という提案から始まり、2年あまりかけて作られたものです。このノートは、子どもが大人と対話しながら自分の気持ちと向き合い、読み進める形式となっており、子どもをエンパワーメントするようなものとなっています。

社会的養護にある子どもは、虐待や貧困などさまざまな理由で親と一緒に暮らすことができません。そのため、社会的養護にある子どもにとっては、子どもの権利が尊重されることは切実な問題ですし、そのことを子どもに伝える「子どもの権利ノート」はとても大切なものです。

しかし、子どもの権利の尊重が必要であることは、社会的養護にある子どもだけに限りません。私が弁護士の活動の中で出会った子どもたち、例えば非行をする子どもやいじめを受けた子ども、不登校となった子どもの多くは、常に自分の気持ちを抑えつけながら生きており、自分が大切な存在であるとの実感を持っていません。周りの大人も子どもの権利を理解しておらず、当事者である子ども自身も、子どもの権利を知りません。これまで子どもの権利条約のことも、子どもの権利についても、聞いたり、学んだりした経験がなかったからでした。

子ども自身が、自分が大切な存在であることを知り、自分の権利が守られていることを実感することができて初めて、子どもは自分以外の存在を大切に思うことができます。社会的養護にある子どもはもちろんのこと、家庭や地域、学校にいるあらゆる子どもに子どもの権利を伝え、エンパワーメントすることが求められています。その第一歩として、あらゆる子どものための「子どもの権利ノート」が必要とされている、と考えました。

(2)「意見表明権」を中心とした新しい「子どもの権利ノート」

子どもの権利を伝えるための本やノートは、これまでに多数作成されてきました。しかし、残念ながら、まだまだ子どもにも大人にも、子どもの権利は浸透していません。子どもの権利が浸透するためには、子ども自身が子どもの権利を自分のことだと実感してもらう必要があります。そのためには、大人の立場から子どもに権利を教えるのではなく、子どもの声から子どもの権利を捉え直すことが必要だと思いました。

また、子どもには意見表明権が保障されていますが、そのこと自体ほとんどの子どもは知りませんし、自分の「きもち」(意見)を言えば親や先生に怒られたり、迷惑をかけると思い、言っただけだと思い込んでいます。このような状況にある子どもに自分のきもちを表明すること、「言ってもいいんだ!」と感じてもらうことが、子どもの権利を自分のことだと感じることに繋がります。そこで、子どもの権利条約に規定されている権利を網羅的に紹介するような形のものではなく、意見表明権を中心とした新しい「子どもの権利ノート」を作ることになりました。

(3) あのととき言えなかったこと、言いたかったことを「権利カード」へ

新しい「子どもの権利ノート」を作るためには、あらゆる子どものリアルな声を聴かせてもらう必要があります。社会的養護版「子どもの権利ノート」作成の際、具体的な「きもち」を書いた「権利カード」を作り、施設や里親家庭で生活している子どもたちに会って、大切だと感じるカードを選んでもらうというワークを実施しました。ここで聴きとった子どものリアルな声が、「子どもの権利ノート」の作成に活かされました。この経験を活かして、まずは「あらゆる子ども」を想定した「権利カード」を作ることから始めることにしました。

子どものリアルな声を聴くためには、どのような「権利カード」が必要なのか？子どもが大人に言いたいことは何なのか？これを掴むために、筑紫女学園大学の西良先生のご協力を得て、学生のみなさんと一緒にワークを行いました。

ワークでは、家庭、学校、地域に分けて、「子ども時代で一番楽しかったこと」「あのととき言えなかったこと」「言いたかったこと」を書き出していきました。「子ども時代で一番楽しかったこと」では、自分たちで企画運営した学校のお楽しみ会がとても楽しかったこと、友だちと夢中で遊んだこと等が出されました。また、「あのととき言えなかったこと」「言いたかったこと」では、転校するとき気持ちを聞かれなかったこと、きょうだいと比べられてつらかったこと、先生から理由を聞かれずに怒られたこと、給食で足りないものを食べたこと、受験勉強しろと言われたこと等々、たくさんの「言いたかったこと」が出されました。子どもの時、本当は言いたかったけど、言えなかったことが、大人になった今でも心の中にモヤモヤと残っていました。今も昔も、子どもが意見表明できていない状況が続いていることを再認識することにもなりました。

(4) できあがった「権利カード」

ワーキングチームで、子どもの「言いたかったこと(子どものニーズ)」を家庭、学校、地域の場面に分け、42枚のカード(家庭16、学校16、地域その他10)にまとめました。権利カードは、これを見た子どもが「そう!」と共感してもらえるような内容で、子どもがイメージしやすいようになるべく具体的なものにしました。



例えば、家族との関係では、「もっと家族といっしょに過ごしたい」「きょうだい・友だちとくらべないで」「ゲームがしたい」「習い事をするかは自分で決めたい」というカードを、学校との関係では、「しからずに理由を聞いてほしい」「学校にいきたいくない日もある」「みんなと一緒に行動したくないときもある」というカードを、子どもの権利全体との関係では、「自分のことは自分で決めたい」「おとなには話せないこともある」「秘密を守ってほしい」というカードをつくりました。

権利カードの裏面には、表面のきもちに関連する子どもの権利条約の条文を記載しました。例えば、「もっと家族と一緒に過ごしたい」の裏面には権利条約第9条と第31条の条文を記載し、子どもの言いたいこと「きもち」は否定されるようなことでなく、「権利」が保障されていることがわかるようにしました。条約の解説文は、日本ユニセフ協会の「子どもの権利条約カードブック」が分かりやすく、これを参考にしました。

(5) 子どもたちの反応は

出来上がった「権利カード」を使って、子どもから声を聴く「聴かせてワーク」を実施しました。カテゴリーごとにまとめた「権利カード」から自分の「きもち」にピッタリのものを選んでもらいましたが、年齢や子どもが置かれている状況によって選んだものはさまざまでした。

エデュケーションエキュープが運営する「スタディプレイス」では、「学校に行きたくない日もある」「楽しいと思える授業をしてほしい」「みんなと一緒に行動したくないときもある」「今はそっとして欲しい」といったカードが多く選ばれ、子どもが学校で苦しい思いをしていることが見られました。また、カードを選ぶ様子から悩みを抱えているのではないかと気になる子どもを感じ取ることもありました。

みんなの居場所「ぼあんの樹」では、「ゆっくりしたい」「ゲームをしたい」という声が多く聴かれました。「聴かせてワーク」で自分の意見を友達から共感してもらったり、じっくりと話を聴いてもらえたという体験が、子どもの次の意見表明につながるということもありました。

いろいろな「権利カード」の中から自分の「きもち」にピッタリくるものを選ぶことを通じて、モヤモヤした気持ちを持っていた子ども自身に気付いたり、カードを選んで「すっきりした」と言ってくれた子どももいました。

児童館「あいくる」と照葉小中学校では、「権利カード」を掲示し、投票してもらうという方法でした。ここでは中高生からの声を多く聴くことができ、「もっとゆっくり休みたい」「校則って必要?」「居場所が欲しい」「学校に行きたくない日もある」などのカードが多く選ばれました。

「権利カード」は、新しい「子どもの権利ノート」の土台となる子どものリアルな声を活かすためのツールとして作成しました。カードのことは、できるだけ子どものきもちに添ったものにしたことから、カードを見た子どもは「私もおなじ!」という共感だけでなく、「こんなこと、言っていたんだ!」「私の「きもち」はこれだったんだ!」といった気づきもあることがわかり、子どもの反応は予想を超えたものとなりました。

(佐川 民)





2 子どもの声をきく「聴かせてワーク」

「聴かせてワーク」とは

「権利カード」を使って行う「聴かせてワーク」は、アドボケイトが進行をつとめます。参加した子どもは今までモヤモヤしていた自分の「きもち」が「このカードと同じだ!」と気づき、「自分の「きもち」をだれかに伝えてもいいんだ」と体験を重ねていきます。これは、アドボケイトの役割である意見形成支援と意見表明支援を具現化したワークです。

《ワークのねらい》

「聴かせてワーク」で子どもに伝えたいことは二つ。一つは、「あなたには権利があります」「あなたは権利の主体者です」と伝え、子どもの権利条約12条「意見表明権」について説明すること。二つ目は、ワークのなかで実際に「意見表明権」を使う体験(練習)をする機会を提供することです。このワークに参加することで子ども自身がエンパワーされることを目指します。

《進行役はアドボケイト》

子どもたちに権利を伝え、「聴かせてワーク」の進行をするのはアドボケイトです。アドボケイトは徹底して子どもに寄り添い、子どもの声を聴き、子どものことばを否定しません。子どもが安心して話ができる場を整え、ことばにならない思いを整理するのを手伝い、子どもが自分の思いを誰かに伝えたいときにはその支援をします。

《「聴かせてワーク」のプログラム》

「聴かせてワーク」のプログラムは開発途上にあり、今後もまだ試行錯誤が続くようです。現段階では、1回目は権利について考え、「意見表明権」を使う、2回目は楽しく「わたしの権利」について学ぶ、そして3回目は、「権利」を体験したことに気づく。このように構成しています。実施する場所、対象の子どもの年齢や所属によって使うツールや時間を工夫して実施しました。



3 地域での実践 ～花畑公民館での「聴かせてワーク」～

初めて地域で行う花畑公民館の「聴かせてワーク」では、回を重ねるたびにチームで課題を持ち寄りプログラムの検討を重ね、プログラムの基本形のようなものを作りました。この活動が次項に記載する小、中学校でのワーク実施へつながっていきます。

花畑公民館の黒田館長が、子どもたちと保護者へのお手紙を書き、「聴かせてワーク」への参加を呼びかけくださり、参加する子どもは友だち、きょうだいを誘い、回を重ねるごとに増え、最終日は13名の子どもが集まりました。

初めの日には保護者も参加していただいたので、保護者の皆さんと簡単なワークを実施。子どもの権利について伝え、「聴かせてワーク」のプログラムを体験していただきました。参加した方たちからは「子どもの時のきもちを思い出した」などの感想が寄せられました。

《プログラム》

第1回目：2022年9月(土曜日・1時間)

前半：「けんり」ってなあに？

スライド(右図)を使い、子どもたちへ「権利」について伝えた。

① アイスブレイク

子どもたちの緊張をほぐし、体ときもちをリラックスして「安心」できる場であることを感じてもらう。子どもの緊張がほぐれ、ワークの空気が変わってくるのがわかった。

② 「こんなことってないかな？」

子どもが日常での困りごとをイメージするように事例をあげた。※子どもと話をすると、おとなを配慮して自分のきもちにふたをしていることを教えてくれる。「こんなこと言ったらお母さん(先生)は困るやろ？」聴いて欲しいけれど話さない、話せないと考えている自身の「きもち」に気づく時間をとった。

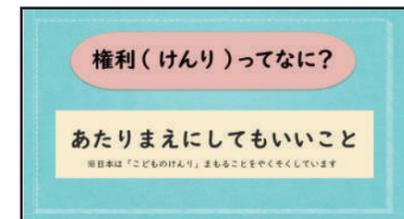
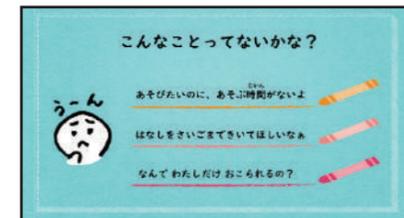
③ 「権利ってなに？」

「わたしの権利」に気づくプログラム。「権利とは、あたりまえにしろてもいいこと」とやさしいことばで伝えた。

※多くの子どもは「権利」を自分と結びつけて捉えていない。子どもが「権利の主体」であることを伝えるために、「あなたの権利にはなにがある？」と問うと、子どもからは、「食べる」「寝る」「お風呂に入る」などの「権利」がいくつも出てきた。

④ 「意見表明権」

たくさんある権利の中で「私たちがとくに伝えたい権利」として「意見表明権」の紹介を行った。「すべての子どもにははなしを聴いてもらう権利があります」「どんな子どもも話したいことを話していい」「どんな子どももききたいことをきいていい」自分の思っていることはいつでも、だれにでも話していいことを子どもに伝えた。



後半：「聴かせてワーク」で「権利を使う練習」

子どもに「権利を使う練習」をしてみよう。練習の時間であることを伝えた。

① 「聴かせてワーク」って何をするの？

a) 「あなたに『ぴったり』のカードをえらんでね。」

「権利カード」の中から、自分のきもちにピッタリのカードにキラキラシール1枚(超ピッタリ)とシール2枚(ピッタリ)を貼ってもらった。

b) 「カードを選んだ理由を聴かせてね。」

4～5人で行うグループワーク。シールを貼った「権利カード」について、「選んだ理由」について話し、友だちの話にも耳をかたむけた。アドボケイトは子どもに寄り添い、一人ひとりの声やきもちを丁寧に聴いていく。またこのワークでは、「話したくない」というきもちも「大切な権利」として肯定する。



○ キラキラシール ○ シール

プロジェクトの概要
子どもに「子どもの権利」を伝え、意見表明を支える
きかせてジャーニーの開発
子どもの権利に関する意識調査
あらゆる子どもにアドボケイトの実現を
おわりに
資料

プロジェクトの概要
子どもに「子どもの権利」を伝え、意見表明を支える
きかせてジャーニーの開発
子どもの権利に関する意識調査
あらゆる子どもにアドボケイトの実現を
おわりに
資料

第2回目:2022年10月(土曜日・1時間半)

前半:「子どものけんり なんでやねん! すごろく」

付属の「子どもの権利条約カード」に替えて、私たちが作った「権利カード」を用いてすごろくを実施した。子どもと一緒に「なんでやねん!」と、身振りをつけて大きな声をだすことで、子どもの気持ちがいまわっていくのがわかった。



子どもの権利条約関西ネットワーク

①「権利カード」がでたら

「あなたのきもちにピッタリ」「とても大切に思っている」カードにシールを貼ってもらい、その理由について質問をなげかけて対話につなげた。

②「なんでやねんカード」がでたら

アドボケイトは「同じようなことある?」「そのときはどんなきもち?」と声掛けを行った。

《「子どものけんり なんでやねん! すごろく」》とは?

「子どもの権利条約 関西ネットワーク」による製作で、ゲームを通して権利を学べるよう工夫している。たとえば「大人の『ちょっと待って』が長い」、このカードが出たら、みんなで「なんでやねん!」と一斉に叫ぶ、子ども目線で権利を理解できるように工夫されており、子どもには「あそび」の要素が大切だと気付いた。声を出す、きもちを話す、シールを貼る、きもちを聴く等、子どもが全身で楽しむ様子があった。

後半:『ワークショップでお話しよう』

塗り絵、4コマ漫画、折り紙のワークショップの中から子どもが好きなワークを選択し、友だちやアドボケイトと話しながら作業をする。子どもはアドボケイトと一緒に作業をしながら、ぼつりぼつりと自分のことを話すことがあった。



第3回目:2022年11月(土曜日・2時間)

3回目は「わたしの権利」について、さらに考える時間にした。

① 自分カード作成ワーク

まる型のカードに自分の顔、名前をかいてもらう。



② あみだくじと宝さがし

あみだくじを選択し、指定された番号の封筒を捜す。「権利カード」が入っている封筒は事前に隠しておき、子どもは宝探しを楽しんだ。

③「権利について考える」グループワーク

さがしあてた「権利カード」を使って、子ども自身が「権利」について考えた。アドボケイトは子どもたちの「声」に耳を傾けながらワークを進行した。

a) 権利について子どもに尋ねる

「権利カード」について、「どんなときにこんなことがある?」「そのとき、どんなきもちになる?」ひとりずつに質問をなげかけた。

b) 「権利」は、なぜ必要なのか

「権利カード」の表面のことばと、裏面の「権利条約」を読み、どうして「権利」が大切なのか、なぜ必要なのか、一緒に考えた。

c) 「子どもの権利条約」を子どもが理解できる「ことば(文章)」にかえる

「お友達に伝えるにはどうする?」子どもと一緒にやさしい表現を考えてみた。

④アドボケイトについての説明

3回目に初めて「アドボケイト」について伝える時間を持った。アドボケイトの説明カードを真剣に見ている子どもの様子が印象的だった。

⑤感想記入

3回にわたる「聴かせてワーク」について、自由に感想を書いてもらった。

《「聴かせてワーク」を終えた子どもたちの声》

- 「きかせてワーク」にきていろいろ話せてよかったです。けんりについてもいろいろしれたのでよかったです。まだきかせてワークがしたかったです。「きかせてワーク」はものすごい楽しい。そしてとても話したいのにはなせないことをいえたので気持ちがよくなりました。
- 学校では発表などはあまりできないけど、自分の意見を言えてスッキリして自分もこまっている人がいたら話を聞きたいと思います! 大人になったらこういう活動もしてみたいと思いました。
- けんりすごろくが楽しかったです。子どもには、こんなけんりがあるとほめてくれました。
- たのしくてわからないこともいっぱいあったけどいっぱいわかった*****



《「子どもの声」からみえてきたもの》

1回目のワークで、「決めつけないで」「おこらないで」「たたかないで」にシールを貼っていた低学年の子。ひとりの子どものきもちや思いがシールを貼ったカードに表されていました。アドボケイトは子どもから話を聴くとき、「最悪を想定する」ことが必要です。「多分大丈夫だろう」というバイアスがかかると、子どもからのSOSを見逃し、守れないことがあるからです。

3回目のワークのとき、ようやく子どもから話が聴くことができました。「最悪」の想定ではない状況であったことを知って、一旦は安堵しましたが、それはおとなの理屈です。他者にとっては問題ではないことが、その本人にとっては大きな悩みであることはよくあることです。その子の「困った」はその子から聴くことでしかわからないのです。



学校での実践

～福岡市立照葉小中学校での「聴かせてワーク」～

2022年12月に念願の小学校、中学校での「聴かせてワーク」実施が決まり、翌年1月～3月までそれぞれ3回ずつ「聴かせてワーク」を行うことができました。このワークには、プログラムの開発に取り組む九州大学の学生たち、そしてキットのデザインを担当するUMA/design farmも参加しました。実施時間は昼休みの30分。短い時間でどのようにワークを行うか、毎日がチャレンジの連続でした。

目的：「子どもの権利」のうち「意見表明権」に焦点を絞って啓発し、子どもが自ら声をあげられるよう支援し、エンパワーすることを目的としました。

対象：照葉小学校 5年生 8名(児童会)／照葉中学校 2年生 9名(生徒会)

時期：2023年1月から3月にかけて3回

時間：昼休み時間(小学校:13:15～13:50／中学校:13:20～13:50)

内容：アドボケイトが進める「聴かせてワーク」
学校からはスクールソーシャルワーカーのみが参加し、側面から見守っていただきました。



《プログラム》

第1回目：小学校/1月23日(月) 中学校/1月26日(木)

- a) ワークの目的について説明、参加スタッフの紹介
- b) 「権利」をスライドを用いて説明、ユニセフ「子どもの権利条約カードブック」を配布した。
- c) 「聴かせてワーク」

「きもち」をこたばにした「権利カード」の中から、各自、共感するカードを選び、それを基に選んだ理由をグループで話し合った。

【子どもたちの反応】

ワークは短時間であったが、学生が雰囲気を和ませてくれ対話につながった。学生やアドボケイトと話がしたかったからか、終了してもなかなか立ち去らず、これは3回とも続いた。

第2回目：小学校/2月10日(金) 中学校/2月16日(木)

- a) アイスブレイク
- b) 「子どものけんり なんでもやねん！ すごろく」

「きもち」をこたばにした「権利カード」の中から、各自、共感するカードを選び、それを基に選んだ理由をグループで話し合った。

【子どもたちの反応】

子どもたちには大にうけて、「あと1時間はやりたい！」などの声があがった。小学生でのワークでは、学校でつらい思いをしている友だちについて心配する声が出され、これをきっかけに、次々と子どもの中からきもちがあふれた。アドボケイトはゲームを中断してその声に耳を傾けた。中学校でのワークでは、家族、塾、学校、部活など、子どもの多忙な日常が多く聴かれた。

第3回目：小学校/3月1日(水) 中学校/3月13日(月)

- a) これまで2回のワークで何をしたら、みんなで振り返りをした。
- b) ワークに参加してどうだったか、感想を書いてもらった。
- c) 感想を書いている間に同時進行で、アドボケイトが子ども一人ひとりと面談を行った。
- d) 「聴かせてワーク」の実施についてのアンケート。
- e) お互いにお礼の拍手をしあって最後をしめくくった。

【子どもたちの反応】

面談は一人5分程度の時間だったが、あふれだす子どもの声に対してアドボケイトは傾聴に徹した。そのなかには、学校生活に対する不安定な心境、家で寂しい思いをすることがある等、予想していた以上に子どもの揺れるきもちがあった。また、「誰にも話していない」との前置きをして、アドボケイトだけにきもちを語ってくれる子どもも複数いた。改めてアドボケイトの必要性を考えるワークとなった。

《「聴かせてワーク」子どもの声》

- 今まで「いやだな」とか「なんで？」と思っていたことをきいてもらえてうれしかったし、すっきりしたのでよかった。(小5)
- ワークはモヤモヤしたことがなくなったり、「子どもでもいろんなけんりがあるんだよ」といっばい教えてくれてありがとう。(小5)
- 困っていることやなやんでいることをアドボケイトに話すとみかたになってくれたみたいで心がとてもすっきりします(本当です。本当です。)(小5)
- たくさんはなしをきいてくれて心が軽くなりました。他の人に話せない秘密を話せて安心できました。今は、私自身、とても毎日が楽しいです!!(中2)
- なやみを聞いてもらってうれしかったです。最初から緊張せず楽しく行うことができました。(中2)
- アドボケイトのみなさんが笑顔で接してくださったので自分自身も笑顔になりました(中2)

《「子どもの声」からみえてくるもの》

1回目ワークの後半「学校に行きたくない日もある」についての会話

アドボ：なぜ、このカードを選んだのか教えてくれる？

子ども：う～ん、ちょっと・・・(小声で)言えない。

アドボ：(小声で)言えないのね。そうか・・・じゃ、書いてもらうことはできる？

子ども：うん、それならできる。

そんな会話から始まったワーク。筆談でのやりとりは、とても短いものでしたが、子どもの切羽詰まったきもちを知るには十分でした。声にだして言うのではなく「書く」というかたちでしたが、その子にとってとても勇気があることだったでしょう。子どもはいろいろな表現で私たちに「思い」を伝えてくれます。アドボケイトは、子どもの話にアンテナを張り、子どもの表現に柔軟に対応し、子どもの声を受けとめていけるようにさらに研鑽を重ねていきたいと思えます。

《子どもへ伝える「アドボケイトの役割」》

アドボケイトは、子どもアドボカシーセンター福岡が独自で作った「アドボケイト導入カード」を使い、子どもへアドボケイトとは何か、役割などをわかりやすく、簡潔に伝えました。

- ・アドボケイトは、あなたの話を最後まで聴きます。
- ・あなたには権利があります。権利は“あたりまえにしてもいいこと”です。
- ・みなさんが考えたことや思ったことを安心して、伝えたい人に伝えられるようお手伝いします。
- ・秘密はまもります。※守れない秘密、それは命に関わること、犯罪に関わることです。
- ・答えたくない権利も大切にします。
- ・あなたと話す時間は1時間とっています。途中で話しをやめてもOKです。





5 「聴かせてワーク」を振り返って

「聴かせてワーク」では、「子どもたち」ではなく、ひとりの「この子」のきもちがみえてきます。「この子」が何を大切に思っているか、何に困っているのか、どんな希望を持っているのか、「シールを貼る」ことで表現された「権利カード」に子どもの思いがつまっています。

このワークでは、繰り返し、子どもに「思ったことを言っていよ。あなたには聴いてもらう権利があるよ。」と伝えます。子ども自身が「思いを伝える・聴いてもらう」体験をすることで、きもちの変化が感じられるように工夫しています。照葉では第3回目に子どもとアドボケイトの個別面談をプログラムに入れました。これは、第2回目のすぐごろの時に、子どもたちからの思いがせきを切ったようにあふれ出したことがきっかけです。

照葉ではワークの時間の短さが気になっていましたが、子どもとアドボケイトの関係構築に時間の長短は関係なかったようです。アドボケイトの「あなたの声を聴かせて欲しい」という姿勢は、子どもが安心して内なる扉を開けることにつながったようです。「子どもの考えていることがよくわからない」よく大人はそう語ります。「わたしのことはわたしに聴いて」子どもが心の扉を開けてくれるかどうかは、わたしたち大人の姿勢、対応にかかっているのだと思います。

子どもが自分の思いを伝えたいのは、時には親であり、学校の先生であり、友だちであり、誰もが伝えたい相手になり得ます。私たちは「聴かせてワーク」を通して、子どもたちに「意見表明権」を伝え、「あなた自身が権利の主体である」と伝えています。子どもが「ねえ、私の話を聴いて」といったとき、「あとで」と聞き流すのではなく、「あなたのきもちを聴かせて」と子どもに寄り添うおとなでありたいと思います。

これからも「はじめの一步」を繰り返しながら、「聴かせてワーク」を展開して地域でも学校でも「子どもの声を聴く」しくみにつなげていきたいと考えています。

(朝日 響)



6 アドボケイトからの声

アドボケイトの必要性 木山 周子

権利について知っていると話す子どもたちも、自分自身の意見を表明する権利があるということは知らなかった。子どもが声をあげるには、サポートが必要であり、子どもに自信を与えること、力をつけてあげることも重要と考える。聴かせてワークへの参加で、子どもの声を聴き、心の扉を開きながら子どもが声をあげることをサポートするアドボケイトの必要性を改めて実感した。話したいこと、言いたいことは特にはない、と言っていた子どもたちも、アドボケイトと話すことで自身の気持ちに気づき自身の声で伝えることで自信へと繋がったと思う。

「聴かせてワーク」次の一步へ 田邊 弓子

子どもたちに、どのようにして「子どもの権利」を伝えアドボケイトの存在を知ってもらうのか毎回手探りでミーティングを重ね、公民館や中学校に足を運んだ。子どもたちに「権利」とは遠くに在るのではなく、身近な存在であることを知ってほしいと思う。そのためには、子どもが「権利」について幼い頃から理解できる環境が準備されていることが大切だと考えている。今はワークを実施する時間や対象の子どもたちも限られているが、試行錯誤を重ねて、次の一步を踏み出していきたい。

「聴かせてワーク」・「権利カード」アンケートにご協力いただいた団体(敬称略)

実施場所	代表者	参加した子どもたち	人数
小中連携教育校 福岡市立照葉小中学校	校長 殿元 裕介	「聴かせてワーク」 小学5年生・中学2年生	17名
		「アンケート」 小学生～中学生	100名以上
福岡市立中央児童会館あいくる	館長 諸熊 富美子	「アンケート」 小学生～高校生	51名
(特)エデュケーションエキューブ 「スタディプレイス」	代表理事 草場 勇一	「聴かせてワーク」 小学生～中学生	17名
福岡市花畑公民館	館長 黒田 真	「聴かせてワーク」 小学生1年生～6年生	13名
みんなの居場所「ぼあんの樹」	会長 糸永 紀子	「聴かせてワーク」 未就学児～小学生	10名

アドボケイトの紹介

木山 周子 ・ 黒田 可奈子 ・ 高瀬 佳世 ・ 田邊 弓子 ・ 福山 麻己 ・ 朝日 響

福岡市で活動する 子どもアドボケイトになるには

下記のふたつの講座を受講してください。

講座	日数/コマ数	
子どもアドボカシー基礎講座 (オンライン)	3日間/6コマ	※2023年度は7月開講
子どもアドボケイト養成講座 (会場参加)	7日間/14コマ	※2023年度は9月開講

詳細はホームページでお知らせいたします。
右のQRコードから確認ください。





7 「権利カード」・「聴かせてワーク」がもつ可能性

「権利カード」をつくること、それを使って「聴かせてワーク」を実施すること、それらは、当初、新しい「子どもの権利ノート」を作る目的で計画し、進めていました。しかし、実際に「聴かせてワーク」を積み重ねていくうちに、「ワーク」そのものに、さまざまな可能性があることが分かったのです。

この気づきが、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」の開発に発展していきました。

① 意見形成支援

子どもの意見形成を支援する可能性です。子どもは自分の気持ちを言語化できなかつたり、モヤモヤしているけどそれが何なのかわからない状態にいます。「権利カード」は、具体的な気持ちを書いているので、これを見た子どもが自分の気持ちに気づいたり、気持ちを整理できるという効果がありました。アドボケイトの支援を受け、「権利カード」を通じて、意見を形成することができることがわかりました。

② 意見表明支援

子どもの意見表明を支援する可能性です。「権利カード」には具体的な子どもの気持ちを書いてあります。そのため、子どもたちはカードを選ぶ(シールを貼る)だけで自分の気持ちを伝えることができます。実際に言葉にすることが難しいことでも、カードを選ぶという行為だけで意見表明が可能となるため、子どもも意見表明しやすく、大人にとっても子どもの本当の気持ちを聞きやすいという効果がありました。

③ 相談支援

相談ツールとしての可能性です。子どもが選んだカードの内容や、カードを選ぶ様子から子どもが抱えている問題をキャッチできるという効果がありました。子どもが選んだカードをきっかけにアドボケイトと子どもの対話が進み、子ども自身から相談してくるということもあり、相談ツールとして活用できることがわかりました。

④ エンパワメント

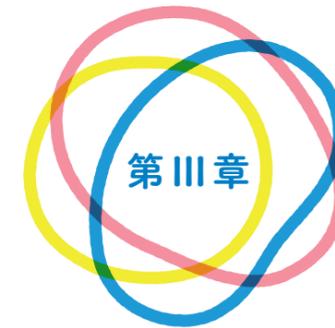
子どもをエンパワーする可能性です。「聴かせてワーク」は、子どもに権利カードを選んでもらい、選んだ理由を子どもから聴かせてもらうという形をとっています。グループで行う場合、自分の気持ちを他の子どもにも聞いてもらうことになり、何よりアドボケイトからじっくりと選んだ理由を聞いてもらえる体験をします。子どもの自分の気持ちを聞いてもらえたという満足感が子どもに自信を与え、次の意見表明を促すという効果をもたらしました。

⑤ 関係構築

子どもと大人との関係を構築させるという可能性です。「聴かせてワーク」をすることで、大人が子どもの気持ちに向き合うことが可能となり、大人と子どもが権利カードを通じて対話し、関係がつけられることもわかりました。

このように、「権利カード」は、子どもの権利を知るためのツールとしてだけでなく、意見形成支援、意見表明支援ツールとしての可能性があり、「聴かせてワーク」には相談ツール、そして大人と子どもの対話を促進するという可能性がありました。

(佐川 民)



第III章

子どもの権利ワークショップ 「きかせてジャーニー」の開発

九州大学大学院人間環境学研究院・一般社団法人 福祉とデザイン

田北 雅裕

プロジェクトの概要
子どもに「子どもの権利」を伝え、意見表明を支える
きかせてジャーニーの開発
子どもの権利に関する意識調査
あらゆる子どもにアドボカシーの実現を
おわりに
資料

「ノート」から「ワークショップ」へ

子どもアドボカシーセンター福岡(以下CACF)は昨年度、社会的養護の子どもたち向けの「子どもの権利ノート」を制作しました。今回の私たちへの依頼は、その流れからさらに範囲を広げ、子どもたち全てを対象にした「子どもの権利ノート」の制作・デザインであり、その中でもまずは、小中学校で活用可能なノート制作を目指すことになりました。しかしその一方で、1990年代から全国に広がった「子どもの権利ノート」が、子どもが権利を学ぶ媒体として有効に活用しきれていないことは複数の先行研究^{※1}で指摘されており、さらに、2022度10月に国立成育医療研究センターから報告された調査^{※2}においても、子どもたちの「子どもの権利」の認知度が低いことが指摘されています。そうした課題を解決するためには、ノートのデザインを工夫するだけでは難しいと判断し、権利を学ぶプログラム(ワークショップ)とそこで活用するキットのデザインを目指すことにしました。そうした目的のもとにディスカッションを進める中で、CACFが取り組んできた「聴かせてワーク」が、ワークショップの手がかりになることが明らかになっていきました。

CACFは、社会的養護の子どもを対象とした「子どもの権利ノート」を制作する際に、子どもの潜在的なニーズ・声を把握するために「聴かせてワーク」を実践していました。しかし、改めて考えると、そのワーク自体が、子どもが意見表明権を行使する営みであり、子どもの切実な声が聴かれる機会です。子どもが勇気を出して発した声に回答していく必要があり、また、こうしたアドボケイトと子どもたちとの出会いは、今後アドボケイトが学校に広がっていくための最初の接点ともなり得ます。その接点を活かす必要を感じました。

そこで私たちは、子どもにとってかけがえのない機会である「聴かせてワーク」を、子どもの声を聴く一過性のイベントと位置付けるのではなく、子どもアドボカシーを学校に定着させていく仕組みとして改良していく発想に至りました。つまり、子どもが権利を学ぶための「ノート」の開発ではなく、子どもが意見を表明する機会と、そうした実感を通して「子どもの権利」を学ぶ機会となる「ワークショップ」の開発です。

子ども若者と共に考える

ワークショップを開発するプロセスにおいても、子ども若者の声を反映させることを心がけました。具体的には、九州大学教育学部における授業「まちづくり実践論」において、23名の学生と共にアイデアを検討しました。また、アドボケイトと共に「聴かせてワーク」を福岡市立照葉小中学校で全6回開催し、そこでの子どもの意見や参与観察(フィールド調査)の結果をアイデアの基本としました。学生たちは、「聴かせてワーク」でアドボケイトと共に子どもたちと接する中で、改めて第三者の必要性を実感すると共に、回数を重ねる毎に子どもとの関係性が深まり、その結果はじめて発せられる声があることに気づくことができました。

最終的に学生からは、写真を用いて身近な権利を発見するプログラムや、すごろく・サイコロ・カード等の子どもにとって身近に感じるゲームと絡めることで、学びの実感を高めるアイデアが複数出されました。そのアイデアをヒントとしながら、今回デザインを担当するUMA/design farmと共にワークショップおよびキットのあり方を検討していきました。

※1 例えば、ゴンティン(2021)「『子どもの権利ノート』に関する研究レビュー」教育福祉研究第25号, pp.85-97

※2 国立成育医療研究センター(2022)「子どもの権利に関する意見・希望調査」

子どもが権利と向き合い、行使する「旅=ジャーニー」へ

私たちがワークショップおよびキットの開発にあたり、最も優先したのは、子どもの実感に基づく体験でした。フィールド調査の際、子どもたちが授業のようなレイアウトの席に緊張すること、そして、そこから安心できる状況に遷移してはじめて、正直な声を発し始めたことがありました。子どもにとっての「意見」の意味が、授業や生徒指導における「ちゃんと意見を言う」と同様の意味として認識されてしまうと、子どもの正直な意見形成・表明が困難となります。そして、「権利」は、その概念自体が多義的であり、大人でも理解が難しくもあります。子どもたちに対して、「権利」を「(記号化された)権利」として、つまり大人側が知識として理解させようとするのではなく、学校の磁場から離れた、子どもらしい体験を通して「権利」を行使することで、今までと異なる印象として「権利」が子どもたちの記憶に残ることを目指しました。

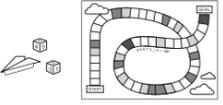
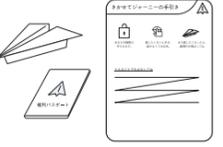
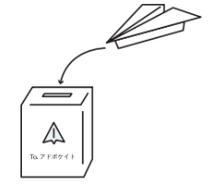
学校という場でありながら、学校という磁場から解放されるために、私たちが見出した視座が「紙飛行機」であり、「旅(=ジャーニー)」でした。

子どもたちは「紙飛行機」が大好きです。「紙飛行機」に自分の気持ちを描いて飛ばす行為が、意見表明の行為と重なると、いわゆる学校での勉強や暗記とは違った質感で子どもたちの記憶に残ると考えました。また、子どもの権利条約第12条の原文は「respect for the views of the child」と書かれています。日本で「意見」と訳された「views」の原意の可能性に接近したいと考えました。いわゆる狭義の「声」として表明された意見だけではなく、子どもの姿勢や振る舞い等を尊重するのはもちろん、子どものまなざし、そして、子どもが見ている光景・景色を尊重する、と解釈することも可能です。私たちは、ワークショップを通して、子どもたちが身近な他者の多様な声に気づくと共に、そこで生じる光景を他者と共に眺められる状況を目指しました。その結果、ツールとしての「紙飛行機」、ワークショップ全体としての「旅(=ジャーニー)」というコンセプトを見出し、「きかせてジャーニー」の開発に至ったのです。

非日常の体験から、日常のアドボカシーの定着へ

「きかせてジャーニー」は、具体的には、子どもアドボケイトがファシリテーターとなりながら進める全3回(3日間)のワークショップです。その中で、①紙飛行機、②すごろく、③パスポート(ワークショップの最後に子どもに手渡すツール。意見表明権をはじめとした「子どもの権利」の解説や、アドボケイトに声を届けるための紙飛行機用の紙等がセットになっている)、④ジャーニーガイド(旅のしおり。学校で子どもの権利を保障する意義や教師等の心構えについて記載した、大人用の手引き)の4つのキットを用います。子どもの体験を「旅」に見立て、ワークショップを通したアドボカシーの非日常の体験が、その後の子どもたちの日常に定着するよう、ストーリーをつくっていきました。概要を表1に示します。→P26へ

表1:子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」

テーマと目的	対象	内容(概要)
<p>1日目:声を飛行機に乗せて</p> <p>目的:身体感覚を使いながら、意見表明を体験すること。意見が言えなかったり、もやもやしたりしている子どもの気持ちを尊重しながらアドボケイトがファシリテートを行う。紙に書けない子どもと一緒に紙飛行機を飛ばす行為を共有する。a</p> 	<p>子ども</p> <p>※教師やスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)、保護者等が参加し、お互いに権利について学ぶことも可能</p>	<p><ツール①:紙飛行機></p> <p><ツール④:ジャーニーガイド></p> <p>STEP1:紙飛行機用の紙をひとり1枚配布し、「学校・家族・社会に届けたい声」や「もやもやしている気持ち」を考え、書いてもらう(書きたくない人は書かなくてもよい)</p> <p>STEP2:紙飛行機を制作し、みんなで複数回飛ばし、自分のものでない紙飛行機を受け取る</p> <p>STEP3:3~4人のグループに分かれて、紙飛行機に書かれた誰かの気持ちをお互いに想像する</p> <p>※ワークショップを開催する前に、ジャーニーガイドを用い、教師等にワークショップの理解を促しておく</p>
<p>2日目:仲間との旅</p> <p>目的:互いに協力し尊重するルールからなるゲームをもとに、1日目で受け取った声について対話することを通し、他者の声を大切にすることを体験すること。</p> 	<p>子ども</p> <p>※教師やSSW、保護者等が参加し、お互いに権利について学ぶことも可能</p>	<p><ツール②:すごろく></p> <p>STEP1:1日目のグループに分かれて、前回受け取った紙飛行機を机上の中心に配置。紙飛行機型のコマを、すごろくボードのスタート位置に並べる</p> <p>STEP2:少ない数・多い数の2種類のサイコロで、グループで協力しながらコマを進める</p> <p>STEP3:指定されたマスに止まったら、紙飛行機を1枚取り、そこに書かれた声について、感じたことや、どうやったらその気持ちが届くのか等、対話をしていく。アドボケイトはそれに対してフィードバックする</p>
<p>3日目:旅立ちの日</p> <p>目的:子どもがアドボケイトを理解すること。また、ワークショップ後の学校で、子どもが日常的にアドボケイトと接点を持つ機会を創り出すこと。</p> 	<p>子ども</p>	<p><ツール①:紙飛行機></p> <p><ツール④:パスポート></p> <p>STEP1:子どもたちに「パスポート」の説明をする</p> <p>STEP2:子どもたちに紙飛行機用紙を渡し、ワークショップをふり振り返りながら感想を書いてもらう。また、アドボケイトに聴いてもらいたい声がある場合は、同じ紙に書いてもらう</p> <p>STEP3:アドボケイトが、子ども一人ひとりに声かけながら「パスポート」を手渡す</p> <p>STEP4:感想や声を書かれた紙飛行機をポストで回収する</p> <p>※人数によっては、アドボケイトが子ども1人ひとりと面談し、子どもの声を聴く機会をつくる</p>
<p>ワークショップ後</p> 	<p>子ども</p>	<p>「パスポート」には、アドボケイトに声を届けたい時に使える紙飛行機用紙がセットになっている。各学校に、紙飛行機を入れることができるポストを設置すること、また、SSW等が窓口となり、子どもから受け取った紙飛行機をアドボケイトに渡す仕組みを目指している</p>

各回の時間は、小学生の授業1コマに相当する45分程度を想定しています。今回のフィールド調査で、学校が長時間の確保が難しいケースが多いことが予想されたからです。一方で、子どもが正直に声を発するためには、アドボケイトとの関係性を醸成する相応の時間が不可欠です。結果的に、計3回(1か月に1回程度)繰り返すことを想定したプログラムとしました。

1回目・2回目については、目的によっては、教師や保護者等が参加等可能なプログラムとしています。子どもが「子どもの権利」を知り、行使しようとしても、教師や保護者側に権利の理解がない限り、権利は保障されません。また、子どもの権利と同様に大人の権利も守られるべき事実は、子どもにとって大きな学びになります。そこで、大人も子ども心になりながら、例えば「教師」と「児童生徒」の関係性をこえた非日常の体験が実現できるよう、工夫をしました。

子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」は、一過性の学びの場に終わるのではなく、日常的な子どもアドボカシーの定着を目指し、開発に至りました。子どもたちが旅立ちの日に手にする「パスポート」は、様々な国境を越えるように、大人の都合で生じた制度を軽やかに越えられるよう、そのお守りとして持ってもらうことを意図しています。今回開発したワークショップおよびキットは、アドボケイトが学校でファシリテーターを担うことを想定したのですが、SSW等の子どもと信頼関係がすでにある身近な支援者が担う可能性があるかもしれません。また、不登校の子どもたちの存在もあります。今後さらに子ども若者の意見を聴きながら、学校という場に留まらない、あらゆる子どもたちの権利保障を鑑みながら改良していき、今秋の完成を目指しています。

子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」開発

田北 雅裕(九州大学人間環境学研究院)・九州大学学生・(一社)福祉とデザイン・UMA/design farm

子どもたちに気付かされたこと 九州大学教育学部3年 塩満 明以

最初は子どもたちとアドボケイト・大学生の関係性ができておらず緊張している様子も見られたが、回数を重ねるごとに、子どもたちが、声を受け止めてもらえるという信頼感や安心感を抱いてくれたこと、自分も意見表明権を持っていると理解してくれたことから、自分の気持ちや本音をぶつけてきてくれるように変化した点が最も印象的でした。

3回のワークを終えた子どもたちの感想にも、「話を聞いてくれて嬉しかった」「すっきりした」との言葉が並んでおり、日常的に話を聞いてもらえず、権利を自分事として捉えられていない現状が分かると同時に、今後開発していくキットは子どもたちの声や気持ちをすくう役割を担っているのだと実感しました。また、限られた時間の中での関係性の築き方や、アドボケイトに一任せずとも成り立つプログラム、子どもたちに限らず教師や親といった周りの大人の理解も含め検討していく必要があり、これらは子どもたちが実際にワークに参加している様子から気付くことができた視点であり、今後のキット開発において大切にしていきたいと思っています。



子どもの権利に関する意識調査

子どもアドボカシーの活動に取り組むようになって、大きな課題に出会いました。それは、子どもアドボカシーの基盤ともいえるべき「子どもの権利条約」があまりにも知られていないことです。子どもは「権利の主体」であることが社会に浸透していない、何より、子ども自身が知らないという現実に変更が気付かされました。子どもアドボカシーが社会の仕組みになっていくためには、「子どもの権利に関する社会的な意識」が変わっていくことが欠かせません。

そのため今回の調査では、「子どもの権利」に関する意識、なかでも「意見表明権」に焦点を当て、子どもたちと、子どもを支える大人たちの現状を把握し、何をなすべきかの課題をつかむことを目的として取り組みました。

調査は、子どもNPOセンター福岡の調査部会との共同研究として実施しました。

子どもの権利に関する意識調査

1. 目的 地域・学校で子ども支援に携わる分野の方々、地域の子どもたちに向けて「子どもの権利条約」についての認知度・理解度を把握すること。
2. 時期 2022年8月～2023年1月
3. 方法 質問紙による調査票を用いたアンケート
4. 体制 (特)子どもNPOセンター福岡調査部会との共同研究 *調査チーム構成メンバー 別記
5. 対象 大人 福岡市スクールソーシャルワーカー(50名)
福岡市主任児童委員(103名)
福岡市立中央児童会館あいくる職員(15名)
保護者(聴かせてワークに参加した子どもの保護者 18名)
子ども支援NPO(子どもとメディアインストラクター 9名)
九州大学教育学部学生(24名)
子ども 花畑公民館(小1～小6 11名)
みんなの居場所「ぼあんの樹」(小～中学生 10名)
エデュケーションエーキューブ「スタディプレイス」(小～中学生 17名)

6. 集計および分析方法

アンケートの集計および分析においては、Microsoft Excelを用いて単純集計(度数、パーセント)ならびにクロス集計を行った。また統計的解析ではIBMの統計ソフトSPSSを用いた。

7. 結果の概要

ここでは、子どもに対するアンケート調査の結果と大人に対するアンケート調査の結果をそれぞれ分けて示す。

1) 子どもに対するアンケート調査の結果

今回のアンケートでは、38名の子どもたち(小学生26名、中学生12名)から回答を得ることができた。

まず、「子どもの権利条約」の認知度については、小学生で17名(65.4%)、中学生で4名(33.3%)が『名前も書かれてある内容のことも、まったく知らない』と回答していた。また『名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない』までの回答を含めると、小学生の約8割(80.8%)、中学生の約9割(91.6%)が子どもの権利条約の内容は知らないと答えていた。このことから、「子どもの権利条約」に対する子どもたちの認知度の低さがうかがえる(表1)。

表1 子ども権利条約の認知について(小・中学校別)

	小学生	中学生
どんなことが書かれてあるのか、よく知っている	3 (11.5%)	0 (00%)
どんなことが書かれてあるのか、少しは知っている	2 (7.7%)	1 (8.3%)
名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない	4 (15.4%)	7 (58.3%)
名前も書かれてある内容のことも、まったく知らない	17 (65.4%)	4 (33.3%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

(小・中学校別)

つぎに「あなたは、家庭や学校で言いたいことを我慢することがありますか」という設問については、小・中学生の6～7割が『よくある』『たまにある』と回答していた。このことから小・中学生ともに言いたいことを我慢している人が比較的多いことがうかがえる(表2)。

表2 家庭や学校で言いたいことをがまんすること

	小学生	中学生
よくある	5 (19.2%)	2 (16.7%)
たまにある	15 (57.7%)	6 (50.0%)
ない	6 (23.1%)	4 (33.3%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

「家庭や学校であなたの意見は大切にされていますか」という設問については、『大切にされている』あるいは『ある程度大切にされている』と回答した子どもはほぼ全員で、多くの子どもたちは、自分の意見は大切にされていると感じていることが分かった(表3)。

表3 家庭や学校であなたの意見は大切にされていますか

	小学生	中学生
大切にされている	7 (26.9%)	4 (33.3%)
ある程度大切にされている	18 (69.2%)	8 (66.7%)
大切にされていない	1 (3.8%)	0 (0.0%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

「あなたは、もし自分の将来のことを親に決められるとしたらどう思いますか」という設問については、『親の意見を聞き入れる』と回答した小学生は23.1%、中学生は16.7%であった。

一方で、『親の意見は聞きたくない』と回答した小学生は34.6%、中学生は25.0%であった。

また『どちらともいえない』という回答も3割程度みられた(表4)。

表4 もし自分の将来のことを親に決められるとしたらどう思いますか

	小学生	中学生
親の意見を聞き入れる	6 (23.1%)	2 (16.7%)
親の意見は聞きたくない	9 (34.6%)	3 (25.0%)
どちらともいえない	7 (26.9%)	4 (33.3%)
わからない	4 (15.4%)	3 (25.0%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

「あなたは自分の意見や考えを持ったとき、大人と同じように発言することができますか」という設問については、小学生の4割、中学生の5割が『あまりできていない』『まったくできていない』と回答していた(表5)。

表5 大人と同じように発言することができますか

	小学生	中学生
十分できている	3 (12.0%)	1 (8.3%)
まあまあできている	12 (48.0%)	5 (41.7%)
あまりできていない	9 (36.0%)	6 (50.0%)
まったくできていない	1 (4.0%)	0 (0.0%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

「あなたが自分の意見を伝えたときに、大人はあなたの意見を大事にしていると思いますか」という設問については、小・中学生ともに7割以上が『そう思う』『とてもそう思う』と『まあまあそう思う』の合計)と回答していた(表6)。

表6 家庭や学校で言いたいことをがまんすること

	小学生	中学生
とてもそう思う	7 (28.0%)	2 (16.7%)
まあまあそう思う	13 (52.0%)	8 (66.7%)
あまりそう思わない	4 (16.0%)	1 (8.3%)
まったくそう思わない	1 (4.0%)	1 (8.3%)
合計	26 (100%)	12 (100%)

N=38

2) 大人に対するアンケート調査の結果

つぎに大人に対するアンケート調査の結果を下記に示す。今回のアンケート調査では、福祉専門職や大学生、保護者など219名から回答を得た。なお、回答者の所属(職業など)は表7、年齢構成は図1の通りである。

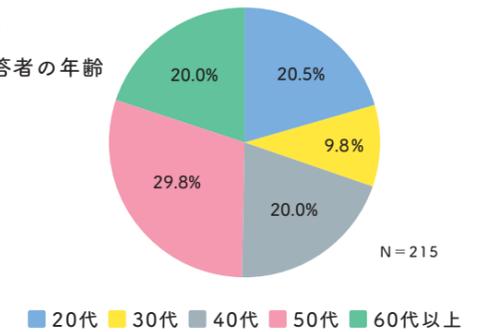
表7 回答者の所属(職業など)

所属	スクールソーシャルワーカー	大学生	主任児童委員
度数(%)	50 (22.8%)	24 (10.9%)	103 (47.0%)

所属	子ども支援NPO	福岡市立中央児童会館あいくる職員	保護者
度数(%)	9 (4.1%)	15 (6.8%)	18 (8.2%)

図1

回答者の年齢



まず『『子どもの権利条約』の内容について、あなたはどの程度知っていますか』という設問については、『どんなことが書かれてあるのか、少しは知っている』が全体の58.6%で最も高かった。次に多かった回答は、『名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない』(30.5%)であった(表8)。

表8 子どもの権利条約の認知について(おとな・全体)

	中学生
どんなことが書かれてあるのか、よく知っている	16 (7.3%)
どんなことが書かれてあるのか、少しは知っている	129 (58.6%)
名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない	67 (30.5%)
名前も書かれてある内容のことも、まったく知らない	8 (3.6%)

N=220

これを回答者の属性別にみると、スクールソーシャルワーカーや子どもの支援NPO、福岡市立中央児童会館あいくる職員などは、『よく知っている』『少しは知っている』の割合が高かった。

一方、大学生や主任児童委員、保護者などは『少し知っている』『名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない』と回答する人の割合が高かった(表9)。

表9 回答者の属性別の子どもの権利条約の認知度について

	どんなことが書かれてあるのか、よく知っている	どんなことが書かれてあるのか、少しは知っている	名前は聞いたことがあるが、どんな内容かは知らない	どんなことが書かれてあるのか、少しは知っている
スクールソーシャルワーカー	7 (14.0%)	40 (80.0%)	3 (6.0%)	0 (0.0%)
大学生	0 (0.0%)	11 (45.8%)	12 (50.0%)	1 (4.2%)
主任児童委員	1 (1.0%)	54 (51.9%)	44 (42.3%)	5 (4.8%)
子どもの支援NPO	4 (44.4%)	5 (55.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡市児童会館あいくる職員	2 (13.3%)	10 (66.7%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)
保護者	2 (11.1%)	9 (50.0%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)

次に「子どもの権利」に関する質問項目8つ(①～⑧)の内容について自身の考えを尋ねたところ、表10のような回答が得られた。

『大人と同じように当然認められるべきである』や『子どもが人間らしく生きるのに必要である』、『子どもがよりよく成長するために役立つ』といった設問については、『とてもそう思う』の回答が8割を超えていた。

また「子どもの権利」は大人と比べ、ある程度制限されても仕方がないや「わがままや自分勝手につながりやすい」、「子どもに独自の権利は認められない」といった設問については、『全くそう思わない』と『あまりそう思わない』を合わせた回答が8割を超えていた。

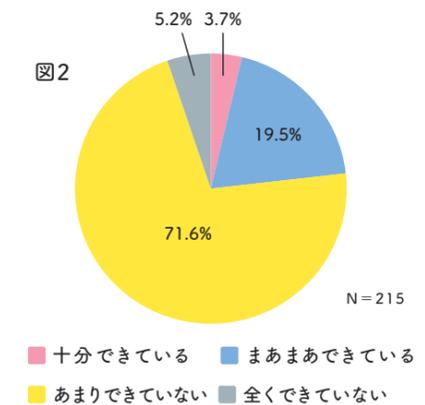
つまり、「子どもの権利」は子どもが子どもらしく生き、成長するために必要な権利であると認識している人の割合は高いと言える。しかし、「権利は、義務や責任を果たしてこそ認められる」については、約6割(62.8%)が『そう思わない』と回答していた一方、約4割が『そう思う』と回答しており、意見が二分されたことは特筆すべき点であると言える。

表10 「子どもの権利」に関する認識(おとな・全体)

	とてもそう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	N
① 大人と同じように当然認められるべきである	179 (83.3%)	33 (15.3%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	215
② 子どもが人間らしく生きるのに必要である	201 (92.6%)	14 (6.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	217
③ 子どもがよりよく成長するために役立つ	185 (86.0%)	24 (11.2%)	5 (2.3%)	1 (0.5%)	215
④ 子どもの権利は大人と比べ、ある程度制限されても仕方がない	7 (3.2%)	57 (26.1%)	73 (33.5%)	81 (37.2%)	218
⑤ 権利は、義務や責任を果たしてこそ認められる	23 (10.6%)	58 (26.6%)	94 (43.1%)	43 (19.7%)	218
⑥ わがままや自分勝手につながりやすい	3 (1.4%)	27 (12.4%)	107 (49.3%)	80 (36.9%)	217
⑦ 子どもの権利を簡単に認めると社会が困ることがある	3 (1.4%)	24 (11.1%)	101 (46.8%)	88 (40.7%)	216
⑧ 子どもに独自の権利は認められない	2 (0.9%)	14 (6.6%)	76 (35.7%)	121 (56.8%)	213

さらに「子どもが自分の意見や考えを持ったときに、大人と同じように自分の意見や考えを発言することができていると思いますか」という設問に関しては、『あまりできていない』との回答が71.6%で最も多かった。つまり、大人たちは子どもたちが自身の意見をあまり伝えることができていないと認識していることがわかった(図2)。

図2 子どもが大人と同じように自分の意見や考えを発言することができていると思いますか



また子どもに対する認識(子ども観)を尋ねたところ、下記のような回答が得られた(表10)。なお、子どもに対する認識として、既存の尺度(子ども観尺度)を用いて測定を行い、『大切な存在』『活発で純粋な存在』『未熟で手のかかる存在』『能力を秘め、可能性のある存在』の4つの下位因子*の得点を求めた。その結果、平均値および標準偏差は、『大切な存在』は23.86±1.95、『活発で純粋な存在』は18.61±3.21、『未熟で手のかかる存在』は14.08±3.23、『能力を秘め、可能性のある存在』は22.19±2.83とあった。このことから、多くの大人は子どもは大切な存在で、能力を秘めた可能性のある存在であると認識していることが分かった(表11)。

表11 子どもに対する認識(子ども観)の全体の平均および標準偏差

下位因子	平均±標準偏差
大切な存在	23.86 ± 1.95
活発で純粋な存在	18.61 ± 3.21
未熟で手のかかる存在	14.08 ± 3.23
能力を秘め、可能性のある存在	22.19 ± 2.83

さらに子どもに対する認識(子ども観)について、回答者の所属(職業など)での違いをみたところ、統計的にも差異が確認された。それは『活発で純粋な存在』(F=2.83 p<0.05)、『未熟で手のかかる存在』(F=3.10 p<0.01)、『能力を秘め、可能性のある存在』(F=2.78 p<0.05)の3因子であった。とりわけ、専門職や子ども支援にかかわる人は子どもの存在を肯定的にとらえる人の割合が高かった。

*今回、子どもに対する認識(子ども観)を測定するにあたり、対象者に16の事柄について質問した。この16の質問に関しては、同じような質問内容をいくつかのカテゴリーにまとめ、特徴を比較した。このカテゴリーにわけて導き出された質問内容の集まりに名前をつけたものを下位因子という。

表12 子どもに対する認識(子ども観)の所属別の結果

下位因子	スクールソーシャルワーカー	大学生	民生委員・児童委員	子ども支援NPO	福岡市児童会館あいくる職員	保護者
大切な存在 (25点満点)	24.1	23.7	23.6	24.9	24.5	23.6
活発で純粋な存在 (25点満点)	18.0	18.8	18.4	17.3	21.2	19.2
未熟で手のかかる存在 (25点満点)	12.6	14.5	14.6	13.5	13.7	14.8
能力を秘め、可能性のある存在 (25点満点)	22.3	22.6	21.5	23.2	23.7	22.8

最後にアンケート調査の自由記述の内容について紹介する。

まず、「子どもが自分の意見や考えをもっと発言できるようにするためには、どんな支援をすればよいと思いますか」という質問に対しては、『子どもたち自身が自分たちのもつ権利について理解できるようにする』、『子どもの意見を聞く側である大人の立場を子どもと対等なものにする』、『子どもの意見、お話を最後まで否定せず、じっくり聴くこと』など、大人の対応に関する回答が比較的多くみられた。

また、「社会全体で子どもの権利を周知していくために、どんなことをすれば良いと思いますか」という質問に対しては、『子どもと同じ目線で話す』や『身近な大人がまず話を聴く』、『子どもが意見を言いやすい環境を作る』などの場所や環境づくりに関するコメントが多かった。

3) 結果から見えたもの・今後の展望

「子どもの権利条約」の認知について『名前も、書かれてある内容のことも、まったく知らない』と回答した小学生は65.4%、中学生は33.3%であった。一方、大人の『名前も書かれてある内容のことも、まったく知らない』の回答は3.6%であった。このことから、子ども自身が「子どもの権利」のことを知らないことが分かった。また、大人への「子どもが自分の意見や考えを持ったときに、大人と同じように自分の意見や考えを発言することができていると思いますか」という設問に関しては、『あまりできていない』の回答が7割を超え(71.6%)、大人自身も子どもの意見表明が十分ではないという認識にあることが分かった。このことから、子どもの声を聴いてくれる人の存在、つまりアドボカイトがより必要であるといえる。さらに、「子どもの権利」の「権利は、義務や責任を果たしてこそ認められる」という回答の4割弱が『そう思う』と回答していたこと。また子どもに対する認識(子ども観)について、回答者の所属(職業など)での違いがみられたことは特筆すべきことである。

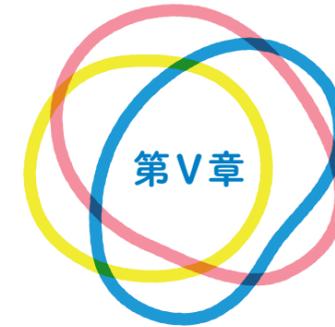
(大西 良)

子どもの権利に関する意識調査チーム

氏名	所属
* 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 心理・社会福祉専攻 准教授
原 陽一郎	筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 初等教育・保育専攻 教授
添田 祥史	福岡大学 人文学部 教育・臨床心理学科 准教授
池田 博章	久留米大学 比較文化研究所 研究員
加藤 典子	(特)子どもパートナーズHUGっこ理事、地域文庫「星の子文庫」代表
三宅 玲子	(特)チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
大谷 順子	(特)子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

* 責任者

(朝日 響)



あらゆる子どもに アドボカシーの実現を

公民館で「聴かせてワーク」に参加した子どもたち
 照葉小中学校での取り組みについて
 「子どもの権利」が認められる社会に
 学校での「アドボカシー」の周知は急務
 学校にも通えず声をあげられない子どもたち
 子どもアドボカシーを「当たり前」の文化にするために
 アドボカシーの概念 子どもが等しく学べる環境を

公民館で「聴かせてワーク」に参加した子どもたち

福岡市 花畑公民館 館長 黒田 真

「アドボカシー活動って何？」聞きなれない言葉を知ることからのスタートでした。花畑校区は、特に大きな商業施設もなく一戸建てとマンションが混在している住宅街になります。教育環境としては、進学塾に通っている子が多いわけでもなく、ほとんどの子が地元の中学校に進学しています。

12名の児童が参加し、3回のワークでしたが、回を重ねるたびに子どもたちの表情は和らいでいきました。最後の回で女の子が、「子どもの権利だから、思っていること言っていんよね」とつぶやいて、目を輝かせていたのがとても印象に残りました。

これは、担当されたアドボカイトさんたちが、子どもの考えを笑顔で受け入れ、否定せず、いい考えは「凄いな」と、言葉に出して褒めてあげる姿勢の成果だと感じました。

今回子どもたちが学んだ「自己表現する権利」は、将来の多様な社会活動に参画するための大きな一歩になると信じています。

照葉小中学校での取り組みについて

福岡市スクールソーシャルワーカー 梶谷 優子

コロナ禍で我慢を強いられることが多かった子ども達は、行動だけではなく自分の気持ちを誰かに話すことも我慢し、ストレスが溜まっている様子も見られました。今回、意見表明権についての話をさせていただいた後、自分の話を聞いてもらえたことで、自分たちが持っている権利を実感できたようでした。また、話ができ、しっかり聞いてもらえることでスッキリすることもあるというのを改めて感じた様子もありました。私もその場にいることができたのですが、いつも以上に子ども達が生き生きと話している姿がとても印象的でした。その後、誰かに相談しても大丈夫と思った子どもが、スクールソーシャルワーカーのところに相談に来ることもあり、短期間でも子ども達にとって有益な時間だったと思います。

家族でもなく学校の先生でもないアドボカイトだからこそ言えることもあるため、子ども達が気軽に行ける場所(公民館や学校など)に定期的にアドボカイトがいるという環境が必要だと感じました。

課題としては、重要な相談をされた時、誰とどう連携し対応するかを、その場所ごとに決める必要があるのではないかと思います。

今後、たくさんの大人が「アドボカシー」の意味を正しく理解し子ども達に関わることで、子ども達が孤独を感じなくてすむ世の中になるのではないかと期待しています。

「子どもの権利」が認められる社会に

福岡市教育委員会 小学校教育課 主任指導主事 寺澤 友彦

子どもを取り巻く環境が複雑になる中で、子どもたち一人一人が大人に聞いてほしい悩み事は多様になってきている。その中で、子どもたちにとって一番身近な存在である親や教師は、ストレスや不安を取り除くような、よき相談相手でありたいと思う。

しかし、実際には身近な存在であるが故、子どもたちは「親には言えない、先生には言いにくい」というケースもある。一人で悩み事を抱え込んだ子どもたちの命に関わるニュースを耳にするたびに、誰かに相談することはできなかったのかと居たたまれない気持ちになる。

今年度、本研究会が実践してきた「聴かせてワーク」は、子どもたちが自分の気持ちを打ち明けるという経験を通して、本当につらいときに誰かに相談するというスキルを育てることができたと思う。また、聴き手である大人は、子どもの気持ちに寄り添って、共感しながら話を受け止めることが大切であるということを実感させてくれた。

「聴かせてワーク」を終えたほとんどの子どもたちは、スッキリとした表情だったという報告を聞き、このような実践がどんどん広まり、子どもたちの権利がもっと認められる社会になることを期待したい。

学校での「アドボカシー」の周知は急務

福岡市教育委員会 指導部教育相談課 主任指導主事 星野 智之

本年度から、SSW担当として地域・学校ワーキングチームに参加させていただいた。コロナ禍やICTの急激な発展等、子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変わっていく中で、ものや生活が豊かになる一方で、目には見えない「心の豊かさ」が乏しくなっているように感じる。様々な課題を抱えつつも声を上げることができずに苦しんでいた、声を上げて誰にも受け止めてもらえなかったりする現状が、社会の情勢から垣間見える。学校現場においても、思っていることをうまく表現できない子はいる。

全ての子どもたちの「子どもの権利」や「意見表明権」を保障するためにも、学校現場において、「アドボカシー」の考えを周知していくことが急務と考える。まずは、学校職員や保護者への研修や講演を行い、学校現場へ広めていく素地をつくる必要がある。今後も本研究会の取組や思いを、福岡市へ広めるために、「チーム」として進めていきたい。

学校にも通えず声をあげられない子どもたち

(特)エデュケーションエーキューブ代表理事

草場 勇一

日本の不登校問題は深刻となっています。2021年度に約24.4万人の小中学生が30日以上欠席し、前年度に比べ24%増加しています。特に、90日以上欠席の子どもたちが全体の55%を占め、義務教育を受けているとは言えない子ども達が存在しています。また、不登校児童の36.3%は学校内外で相談や指導を受けず、社会から孤立している状況にあります。このような状況にある子どもたちにとって、学校や社会に対する不安や不満、ストレスを感じていますが、こうした子ども達の声は社会に届かずにいます。

アドボカシーは、子どもたちが抱える問題を取り上げ、解決するための力となります。具体的には、保護者や教育関係者と協力し、子どもたちが学校だけでなく、オルタナティブスクールやフリースクール等、子ども達の居場所を確保することに繋がったり、子どもたちが抱える心理的な問題に着目し、専門家と連携して支援を行うことにも繋がると考えています。

子どもたちが自分たちの意見を発信する場を提供することも、アドボカシーの重要な役割の一つです。子どもたちが自分たちの置かれている状況を説明し、自分たちの思いを伝えることができる場を提供することで、彼ら自身が問題解決のためのアイデアを出し合うことができます。

子ども達の意見を聞くための場所が学校だけになってしまったら、声を上げることができず、本来、子ども達に保障されるべき権利が奪われて困っている子ども達の真の声を聞くことができません。いじめや先生とのトラブル、不合理な校則など、現在の教育や社会に異議申し立てがある子ども達の声を聞くことが、子どもアドボカシーにとっては不可欠であると思っています。

アドボカイトが、幅広い子どもたちの声を聴き、子ども達の学べる選択肢が増えることにより、彼らの将来に対する可能性が広がり、新しい時代の子ども達が自分らしく幸せに生きていける社会を実現する政策提言に繋がることを期待しています。

子どもアドボカシーを「当たり前」の文化にするために

子どもアドボカシーセンター福岡

人材養成トレーナー・SV 重永 侑紀

人が「そこに居る」ただそれだけで十分に尊いものです。しかし社会的弱者の声はいとも簡単にかき消されてしまいます。もし、ほとんどの子どもが通う学校に、アドボカシー制度が当たり前にあったならばどんなに良いことでしょうか。私たちの国では昨年度、512人も児童生徒が自ら命を絶っています。もし、その子たちが誰かに自分の思いを語ることができていたら…と思わないではいられません。学校には、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーもいます。養護教諭も担任の先生もいます。しかし自分の声だけを支援する利害関係のない第三者である独立アドボカイトの存在は、子どもにとって命綱のような存在ではないでしょうか。自分だけのモヤモヤに付き合い、自分だけの感覚に集中し、最後まで味方になってくれる存在ですから。

日本の子どもたちは「みんな違って、みんないい」とあちこちに掲示されながらも画一的に動くこと、足並みを揃えること、空気を読むことを期待されています。常に周囲からの評価を気にし、調和を見出していないか神経を尖らせ、笑いたくもないのに笑顔を作ることに疲れています。

教育を受ける権利と同様に、意見表明権が保障されることは、子どもの命を守ることに直結することだと思います。「誰かに語る」「誰かにありのままを認められる」ことは、子どもが生きるのに欠かせない権利です。

さらに学校には最大の魅力であるピアアドボカシーがあります。話すことに躊躇する子どもたちも、「話してしてよかった」体験をした友達を見て「話してみよう」を育むことでしょう。せめて社会的養護の子どもたちが通う学校には当たり前「子どもアドボカシー・ルーム」が設置されることを期待しています。

アドボカシーの概念 子どもが等しく学べる環境を

福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科

准教授 奥村 賢一

この1年間、地域・学校アドボカシーワーキングチームの一員として活動に参加したなかで改めて実感したのは、福祉と教育の協働の必要性とそれを実現することの難しさであった。子どもたちにアドボカシーに関する学習の機会を提供することはもとより、学校現場において教職員の理解や協力を得て導入していくことは決して容易ではなく、今後も丁寧に計画的かつ段階的な実践が求められる。

子ども自身がアドボカシーという言葉に触れ、自らの権利について考え、それらを行使する術を学ぶ機会が、これまで学校が提供してきた人権教育において十分に組み込まれてきたとは言い難い。その意味で2022年度に小中学生を対象に「聴かせてワーク」を行うことができたことは、今後に向けた大きな一歩であったといえる。

我々は「すべての子どもにアドボカシーの実現」を掲げて活動をしている。つまり、何らかの問題を抱える特定の子どものみに限定したものではない。すべての子どもに適用されるアドボカシーという概念は、子どもが学校などの教育の場で等しく学び、日常生活での体験を通して適切に保障されるべきものである。これらを実現するためには、学校の教職員だけでなく、家庭の保護者や地域で暮らす住民、さらには関係機関の専門職など、私たち大人が緊密に連帯して共通理解に基づく共通実践を展開していかなければならない。

地域・学校アドボカシーワーキングチームの次なる挑戦は、地域住民に対してこれらの取り組みを周知し、子どもアドボカシーに対する理解を深めていくことである。そのためには、地域住民にも分かりやすく、かつ地域の実状に応じた導入方法を検討していかなければならない。アドボカシーという言葉には、権利擁護や代弁という意味が含まれている。それらを可能するためには、周囲の人々が子どもの想いを単に受容するだけでなく、尊重できる社会を構築していかなければならない。子どもアドボカシーの実現に向けた私たちの活動は動き始めたばかりである。

おわりに

「子ども食堂」に姿を見せてくれたその子は、まだ8歳というのに、お母さんが仕事のために1週間も家をあけ、その間はひとりで暮らしていると話してくれました。

子どもアドボカシー活動のために、地域や学校を訪ねるようになって間もないうちから、さまざまな子どもたちの、声にならない声が届って来ました。そんな子どもたちの声が社会に届くような仕組み…子どもが「ねえ、聴いて!」と訪ねてくれるような仕組みが急がれる…ワーキングチームでは繰り返しそのことを話しながらかつ、そこにつながる道を探し続けてきました。

福岡市第5次子ども総合計画に掲げる「子どもアドボカシーの推進を社会全体で」という計画に向けて、子どもの現場からモデルを創り出し、計画の実装に貢献すること。それが私たちの目標にもなりました。振り返って、何かしら手がかりのようなものが掴めた1年であったと思えます。

地域や学校で「聴かせてワーク」を試みた中から垣間見えた「ひとりの子ども」の悩み、アドボカイトがその受け皿となり、解決に繋ぐ仕組みづくりは不可能ではないはず。それが実際に社会的な仕組みになるためには、子どもに関わる、さらに多くの人々の理解と協力、行政との連携が必要です。これまでの歩みを振り返ると、それも不可能なことではないように思えます。

「子どもアドボカシー」はライフスタイル、人の生き方である、といわれます。子どもと大人の関係を変える文化として、地域に、学校に浸透していき、一人ひとりの子どもが尊重される社会になっていくこと。「アドボカシー文化」の波及は、そういった社会を呼び起こす力を持っていると確信します。

子どもの権利を保障する仕組みの構築は、アドボカシーの文化が基盤になって、はじめて本物になっていくのではないのでしょうか。社会のシステムと文化、その構図の中に、子どもアドボカシーが位置付いているように思えてきました。その中で何らかの役割を担おうとするこのプロジェクトの挑戦は、まだ始まったばかりです。

これまで、たくさんのお力添えをいただいた皆様に心からの感謝を申し上げるとともに、さらに多くの方々にご理解とご協力を呼びかけながら進みたいと思います。

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 大谷 順子

大人用

【子どもの権利に関する意識調査】について

【目的】

このアンケート調査は、子ども支援の第一線で活動するスクールソーシャルワーカーの皆様を対象に、子どもの権利に関する理解ならびに子ども支援に対する意識についてお尋ねするものです。皆様よりいただいたご意見は、今後の子どもアドボカシーの取り組みならびに子ども支援の活動に役立てていきたいと考えております。

回答には10分ほどのお時間を要しますが、本調査の趣旨をご理解いただき、それぞれの設問にお答えいただくと幸いです。

なお、皆様よりいただいたご意見につきましては、無記名式ですので、個人が特定されることは一切ございません。また本調査の協力はあくまでも任意で、回答の途中で辞退されることも可能です。可能な範囲でお答えいただくと幸いです。ご協力のほど、お願いいたします。

【実施主体】

特定非営利活動法人 子どもアドボカシーセンター福岡

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 調査・研究部会

【質問】

(1) あなたの年齢(年代)を教えてください。(1つ選択)

- ①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳以上

(2) スクールソーシャルワーカーとしての実務経験年数を教えてください。(1つ選択)

- ①1年未満 ②1年以上3年未満 ③3年以上5年未満 ④5年以上7年未満
⑤7年以上10年未満 ⑥10年以上

(3) 保有している資格・免許についてお答えください。(複数選択可)

- ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③公認心理師 ④臨床心理士 ⑤教員免許
⑥保育士 ⑦その他()

(4) 国連「子どもの権利条約」の内容について、あなたはどの程度知っていますか。

- ① どのようなことが書かれてあるのか、よく知っている
② どのようなことが書かれてあるのか、少しは知っている
③ 条約の名前は聞いたことがあるが、どのようなことが書かれてあるのかは知らない
④ 条約の名前も書かれてあることも、まったく知らない

(5) 国連「子どもの権利条約」には、以下1)から15)に挙げるような権利に関することが示されています。あなたは、その内容についてどの程度知っていますか？

- 1) 差別を受けない権利(第2条 差別の禁止)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 2) 命が守られ、生きることができる権利(第6条 生存・発達の権利)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 3) 勉強したり遊んだりできる権利(第6条 発達の権利)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 4) 名前をもつ権利(第7条 名前・国籍を得る権利)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 5) 家族と会ったり、連絡したりする権利(第9条 親からの分離の禁止)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 6) 自由に自分の意見を言う権利、よく聴かれる権利(第12条 意見表明権)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 7) いろいろな情報や考えを伝える権利(第13条 表現・情報の自由)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 8) 友達などとグループをつくり集まる権利(第15条 結社・集会の自由)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 9) 自分の秘密が守られる権利(第16条 プライバシー・通信・名誉の保護)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 10) 暴力から守られる権利(第19条 虐待・放任からの保護)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない

- 11) 病気になったときに病院に行ける権利(第24条 健康・医療への権利)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 12) 学校に登校し学ぶ権利(第28条 教育への権利 第29条 教育の目的)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 13) 休んだり、遊んだりする権利(第31条 休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 14) ほかに人から自分の幸せをうばわれない権利(第36条 あらゆる形態の搾取からの保護)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない
- 15) 戦争から守られる権利(第38条 武力紛争における保護)
①よく知っている ②少し知っている ③あまり知らない ④全く知らない

(6) 「子どもの権利」について、以下の1)から8)までの内容に関して、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに当てはまるものを1つ選んでください。

- 1) 大人と同じように当然認められるべきである
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 2) 子どもが人間らしく生きるのに必要である
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 3) 子どもがよりよく成長していくために役立つ
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 4) 子どもの権利は大人と比べ、ある程度制限されても仕方がない
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 5) 権利は、義務や責任を果たしてこそ認められる
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 6) わがままや自分勝手につながりやすい
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 7) 子どもの権利を簡単に認めると社会が困ることがある
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
- 8) 子どもに独自の権利は認められない
①とてもそう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(7) あなたは、子どもが自分の意見や考えを持ったときに、大人と同じように発言することができていると思いますか。
①十分できている ②まあまあできている ③あまりできていない ④全くできていない

(8) 子どもが自分の意見や考えを、もっと発言できるようにするためには、どんな支援をすれば良いと思いますか。

(9) 社会全体で「子どもの権利」を周知していくために、どんなことをすれば良いと思いますか。

(10) 子どもに対する認識についてお尋ねします。下記の1から15までの内容についてあなたの考えをお答えください。

		まったくそ う思わない	そう思わな い	どちらとも いえない	そう思う	非常にそう 思う
1	子どもはかけがえのないものだ	①	②	③	④	⑤
2	子どもはそれぞれ個性を持っている	①	②	③	④	⑤
3	子どもは面白い存在だ	①	②	③	④	⑤
4	子どもは何に対しても一生懸命である	①	②	③	④	⑤
5	子どもは素直である	①	②	③	④	⑤
6	子どもは思ったことをストレートに表現する	①	②	③	④	⑤
7	子どもは人を疑うことを知らない	①	②	③	④	⑤
8	子どもは活発である(元気がいい)	①	②	③	④	⑤
9	子どもは大人の言うことをきかない	①	②	③	④	⑤
10	子どもは一人では何もできない	①	②	③	④	⑤
11	子どもは人間として未完成である	①	②	③	④	⑤
12	子どもはわがままだ	①	②	③	④	⑤
13	子どもは手間がかかる	①	②	③	④	⑤
14	子どもは大人が気づいていないことや見えないものを見ている	①	②	③	④	⑤
15	子どもは発想が豊かである	①	②	③	④	⑤
16	子どもは子どもなりの世界を持っている	①	②	③	④	⑤

(11) 最後に、「子どもの権利」や子どもアドボカシーに関して何かあればご自由にお書きください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

「第5次福岡市子ども総合計画」より

第2章 計画各論

施策15 子どもの権利擁護の推進

(1) いじめの防止・対応

- 各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組みます。
- 教育委員会と学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身に付けられるよう指導の充実を図ります。
- 学校サポーター会議の活用など、地域・家庭と連携しいじめ問題への対策を進めるとともに、より多くの大人が子どもの悩み等を受け止められる体制づくりに努めます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター(児童相談所)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。

(2) 子どものアドボカシー(権利擁護、意見表明の支援、代弁など)の推進

- 一時保護所や児童養護施設等に対する第三者(行政や施設から独立した第三者)による評価を実施し、それらの施設に一時保護や措置されている子どもの権利擁護を推進します。
- 里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や冊子「権利ノート」の充実・活用に取り組み、子どもの意見表明を支援します。
- 子どものアドボカシーについて専門性を有する第三者(行政や施設から独立した第三者)が、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもを定期的かつ積極的に訪問して意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行う仕組みをつくとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりに向けた取組みを社会全体で推進します。
- こども総合相談センター(児童相談所)による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取・審議し、こども総合相談センター(児童相談所)は審議の結果を踏まえた措置を行うなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行います。
- 親権者の不在などによって親権行使ができない状況にある場合、子どもの福祉のため、未成年後見制度を活用します。

(3) 子どもの権利の啓発と尊重

- 子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

あらゆる子どもにアドボカシーの実現を 2022年度報告書



発行日 2023年5月発行
編集者 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡
発行者 安孫子 健輔
発行所 〒810-0023 福岡市中央区警固2-17-26 秀和警固レジデンス804
TEL: 092-791-3941
Email: office@cac-fukuoka.org
URL: <https://cac-fukuoka.org/>

デザイン 新藤 敦子 (ALBUS)
牛原 佳穂 (ALBUS)

編集責任者 大谷 順子 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

編集 三宅 玲子 認定NPO法人 チャイルドライン「もしもしキモチ」 専務理事
佐川 民 弁護士・NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事
大西 良 筑紫女学園大学 准教授
朝日 響 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 事務局長
新地 亜紀 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 事務局
酒井 咲帆 一般社団法人 福祉とデザイン 代表理事
新聞 咲紀 一般社団法人 福祉とデザイン 理事